

# 第24回静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

日 時：令和7年11月28日（金）10：30～  
場 所：静岡県トラック会館 会議室  
静岡市駿河区池田126番地の4  
(Web併用開催)

## 議事次第

### 1. 開会

### 2. 議題

- (1) 令和7年度の取組状況について
- (2) トラック輸送に関する法改正（中小受託取引適正化法（取適法）、  
トラック適正化2法等）、その他国交省の取組等について
- (3) 令和8年度の協議会の進め方について

### 3. その他

- (1) 荷主所管官庁（経済産業省）からの情報提供
- (2) 荷主所管官庁（農林水産省）からの情報提供

### 4. 閉会

- 
- 資料1 … 令和7年度の取組状況について
  - 資料2 … 物流の2024年問題・適正取引推進関連事業（取組み状況）
  - 資料3 … 道路貨物運送業に対する労働時間等説明会について（報告）
  - 資料4 … 2026年1月施行！～下請法は取適法へ～ 改正下請法の概要
  - 資料5 … 行政の物流対策について
  - 資料6 … 令和8年度の進め方について
  - 資料7 … 【関東経済産業局】経済産業省の物流施策について
  - 資料8 … 【関東農政局】農林水産省の物流施策について
  - 参考資料 … 「令和7年度物流取引改善セミナー」チラシ

## 第24回 静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会 構成員 出席者名簿

順不同、敬称略

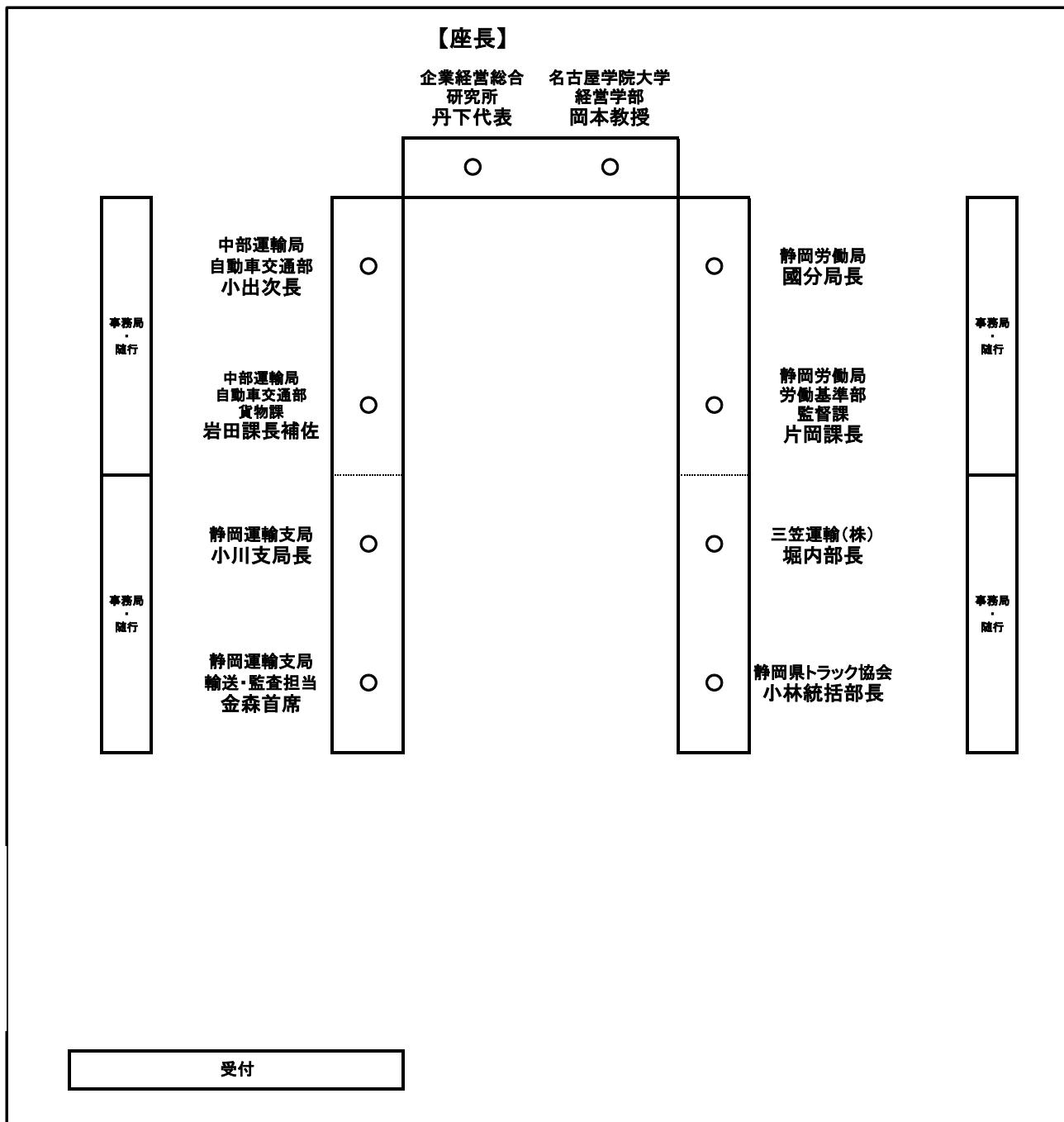
## 【委員】

組織名	役職	委員名	代理出席者役職	氏名	出欠	備考
企業経営総合研究所	代表	丹下 博文			○	
名古屋学院大学経営学部	教授	岡本 純			○	
一般社団法人静岡県商工会議所連合会	専務理事・事務局長	中村 泰昌			×	
静岡県中小企業団体中央会	常務理事	佐塚 一弘			○	WEB
全日本運輸産業労働組合静岡県連合会	書記次長	永嶋 弘宣			×	
全日本建設交運一般労働組合静岡県本部	執行委員長	松澤 彰一			○	WEB
鈴与 株式会社	取締役	松山 典正			○	WEB
ジャヤコ 株式会社	SCM部 主管	荻野 敏	生産課	関塚 清次 藤浪 昌史	○	WEB
一般社団法人静岡県トラック協会	副会長 株式会社ハマキヨウレックス	大須賀 秀徳			×	
一般社団法人静岡県トラック協会	副会長 三笠運輸株式会社	松浦 明	輸送部 部長	堀内 剛	○	
静岡労働局	労働局長	國分 一行			○	随行者 静岡労働局労働基準部 監督課長 片岡 裕也
中部運輸局	運輸局長	中村 広樹	自動車交通部次長	小出 和仁	○	随行者 自動車交通部貨物課 課長補佐 岩田 裕治
静岡運輸支局長	運輸支局長	小川 賢二			○	随行者 静岡運輸支局輸送・監査担当 首席運輸企画専門官 金森 幹雄

## 【オブザーバー】

組織名	役職	出席者名	代理出席者役職	氏名	出欠	備考
関東経済産業局 産業部 流通・サービス産業課	課長補佐	門田 かおり			○	WEB
関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課	食品産業環境指導官	山本 薫			○	WEB
公正取引委員会事務総局 中部事務所	総務管理官	加瀬川 晃啓			○	【WEB】 同席者 中部事務所 下請課長 勝上 一貴
静岡県 経済産業部就業支援局産業人材課	課長	長尾 吉秀	課長代理	高部 信孝	○	WEB

## 第24回 静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会 配席団



# 静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善 地方協議会の令和7年度の取組状況について

---

令和7年11月28日

静岡県トラック輸送における取引環境・  
労働時間改善協議会 事務局

# 令和7年度の協議会での取組計画

- 既に本年度（2024年度）から時間外労働規制の適用が始まっているが、取引環境・労働時間改善の課題は令和6年度時点を乗り越えれば解決する一過性のものではなく、中長期的に継続して課題に対応していく必要がある。
- よって、来年度以降も引き続き協議会を開催し、荷主企業や一般消費者への理解を深め、トラック輸送における取引環境・労働時間の改善に向けた取組を実施していく方針。

## 令和7年度の取組計画(方向性)

**取組①** 荷主企業向けに、物流改正法や改正改善基準告示の周知・啓発、その他取組を実施。

**取組②** トラック事業者向けに、物流改正法の周知・啓発や改正改善基準告示等への理解を深めるための説明会の開催、その他取組を実施。

**取組③** 広報・周知活動の実施

## <協議会・取組スケジュール>

R 7.4

改正物流関連二法一部施行

取組①、②共通  
物流改正法説明会  
(4~5月)

取組①  
トラックGメン荷主パトロール（通年）

取組②  
労働時間等説明会（7月）

取組②  
トラックGメン街頭調査（10月）

取組①、②共通  
物流セミナー  
(R 8. 2月)

取組③広報・周知活動（随時）

中央協議会 (R7.9.18)

R7年度協議会 (R7.11.28)

# 令和7年度の協議会での取組結果

## 取組① セミナー等を活用した荷主企業向けの周知・啓発活動について

2025.8月

「荷主向け物流効率化法パンフレット」の配布（静岡県トラック協会）

2025.10月

トラック・物流Gメンによる荷主パトロールの実施（静岡運輸支局、静岡労働局）

2026.2月4日実施予定

物流取引改善セミナーの実施（静岡運輸支局、静岡労働局、静岡県トラック協会）

## 取組② 労働時間等説明会等によるトラック事業者向けの周知・啓発活動について

2025.4-5月

トラック事業者向けの物流関連二法説明会（中部運輸局、静岡運輸支局、静岡県トラック協会）

2025.4月

「国土交通省作成『標準的運賃』Q&A集」冊子の配布（静岡県トラック協会）

2025.7月

トラック事業者向けの労働時間説明会（静岡労働局、静岡運輸支局、静岡県トラック協会）

2025.11月

「下請法・下請振興法改正法」講習会（静岡県トラック協会）

2025.10月16日

トラック・物流Gメンによる街頭調査（静岡運輸支局、静岡県トラック協会）

## 取組③ 広報・周知活動について

2025.8月

荷主向けに2024年問題に関するテレビCMを放映（静岡県トラック協会）

トラック・物流Gメン及びGメン調査員により

- ・令和7年9月2日（火）に静岡市清水区にて倉庫業者訪問によるトラック・物流Gメン制度の周知及びプッシュ型情報収集を実施。
- ・令和7年10月16日（木）に道の駅 掛川（掛川市）にてトラック運転者に対する街頭調査を実施。

## 倉庫業者へのプッシュ型情報収集

【日時】令和7年9月2日(火)

【場所】静岡市清水区

【対象】倉庫業者 7者

静岡市清水区内の倉庫業者7社を訪問し、物流改正法等の周知に加え、トラック・物流Gメンの制度や活動について広報を実施。また、寄託者である荷主企業との商取引において違反原因行為の疑いに係る情報提供を呼び掛けるとともに、取引の現状や物流効率化の取り組み等についてヒアリング及び意見交換を行った。



## 街頭調査

【日時】令和7年10月16日(木)

【場所】道の駅 掛川

【対象】道の駅を利用するトラック運転者

トラック運転者に対し、荷主等による違反原因行為に関する聞き取りを実施。39名に聞き取り調査を実施し、荷主等による違反原因行為については確認されなかった。

また、同時に公正取引委員会による改正下請法の周知活動を実施。



トラック・物流Gメン及び関係行政機関により

- ・令和7年10月7日（火）に静岡市内にて、静岡労働局と合同で荷主パトロールを実施。
  - ・令和7年10月16日（木）に掛川市内にて、公正取引委員会中部事務所と合同で荷主パトロールを実施。
- 上記の他、富士市内及び静岡市内にて、荷主計17者に対して荷主パトロールを実施。

## 【労働局合同】荷主パトロール

【日時・場所】令和7年10月7日(水) 静岡市内

【対象】静岡市内の荷主企業

2024年問題に対する荷主への広報・周知活動の一環として、静岡市内の荷主企業14社を訪問。静岡労働局から運転者の働き方改革や最低賃金の引き上げ等について説明するとともに、静岡運輸支局・中部運輸局からトラック事業者が関係法令を遵守して事業を遂行することの必要性について、また貨物自動車運送事業法等の改正や標準的運賃について理解求める啓発を実施。



## 【公正取引委員会合同】荷主パトロール

【日時・場所】令和7年10月16日(木) 掛川市内

【対象】掛川市内の荷主企業

2024年問題に対する荷主への広報・周知活動の一環として、掛川市内の荷主企業6社を訪問。公正取引委員会中部事務所より改正下請法について説明するとともに、静岡運輸支局・中部運輸局からトラック事業者が関係法令を遵守して事業を遂行することの必要性について、また貨物自動車運送事業法等の改正や標準的運賃について理解求める啓発を実施。



# 令和7年度物流セミナーの開催について

- ・令和8年2月4日（水）に今年度の物流セミナーを開催予定。
- ・富士市の荷主企業へ参加を促すため、富士商工会議所に共催依頼。広報誌等にて周知予定。
- ・令和8年1月から施行される改正下請法（取適法）について、公正取引委員会に説明を依頼。

【日時・場所】令和8年2月4日(水) ふじさんめっせ 会議室兼小展示場

【主催】静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会、富士商工会議所交通運輸部会

【参加者】荷主・物流事業者を想定

## 【プログラム】

- 「基調講演：物流・ロジスティクスの課題と企業が取り組むべき方向性」  
(公社)日本ロジスティクスシステム協会 J I L S 総合研究所  
第1部長 所長補佐 松井 拓氏

- 「物流効率化の事例紹介」  
王子物流株式会社 東日本統括本部 富士事業部 部長 林 隆春氏  
山崎運輸株式会社 代表取締役社長 山崎 俊昌氏  
常務取締役 野村 信司氏

- 「行政機関の取組」  
公正取引委員会事務総局 中部事務所 下請課 勝上 一貴氏  
中部運輸局 自動車交通部 貨物課 課長 神戸 英至氏

荷主・物流事業者向け

## 令和7年度 物流取引改善セミナー ～2030「モノが運べない」時代を乗り切るために何ができるか～

開催日時 2026.2.4 水 14:00~16:00

会 場 ふじさんめっせ(富士市産業交流展示場)会議室兼小展示場  
静岡県富士市柳島189-8

参加無料  
定員 100名  
※事前申込み

物流の2024年問題は、官民が積極的な取組の成果等によって、立派にも薦念された物流の深刻な停滞を引き起こすには至りませんでした。一方で、2024年問題として取り上げられた諸課題が解決したわけではなく、荷主企業、運送事業者等関係者が2030年前に向けて政府の「中長期計画」に基づく取組みを継続し、物流の環境改善や生産性向上に努めていくことが必要です。  
本セミナーでは、物流業界の課題を乗り切るための方向性・物流効率化の事例紹介・物流関係の法改正についてご説明します。

第1部 基調講演 45分  
**「物流・ロジスティクスの課題と  
企業が取り組むべき方向性」**

講師 松井 拓氏  
プロフィール 入職以来、ロジスティクスの高度化・効率化に向けた  
普及促進活動(展示会、講演会、等)、人材育成活動  
(資格認定講義、セミナー等)、調査研究活動(物流システム導入等)  
JLS総合研究所 第1部長 所長補佐

第2部 物流効率化の事例紹介 30分  
**「2024年問題に対する  
王子マテリア富士工場の  
取り組みについて」**

事例1 王子物流株式会社 東日本統括本部 富士事業部  
部長 林 隆春氏  
事例2 「2024年問題対策  
DXツールを使ってみて」

山崎運輸株式会社  
代表取締役社長 山崎 俊昌氏  
常務取締役 野村 信司氏

第3部 行政機関の取り組み 40分  
**中小受託取引適正化法(取適法)  
について**

公正取引委員会事務総局 中部事務所 下請課  
課長 勝上 一貴氏

トラック行政の  
取り組みについて

国土交通省 中部運輸局 自動車交通部 貨物課  
課長 神戸 英至氏

お申込みは  
こちらから↓

問合せ先 静岡運輸支局 輸送担当 ☎ 054-261-1191

申込み先 富士商工会議所 ☎ 0545-52-0995

共 催 静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会  
(中部運輸局静岡運輸支局、静岡労働局、(一社)静岡県トラック協会)

富士商工会議所交通運輸部会



# 物流の2024年問題・適正取引推進関連事業（取組み状況）

令和7年11月28日  
一般社団法人静岡県トラック協会

## 1. 「国土交通省作成『標準的運賃』Q & A集」冊子の配布

協会にて2,000部を購入。4/24店舗会員を含む全会員へ送付。  
以降は所属支部を通じ希望事業者へ継続配布。

### 【冊子内容】

標準的な運賃全般に関するQ & Aから、「トラック・物流Gメン」の是正指導対象となる事例までを1冊で網羅。



## 2. 「標準貨物自動車運送約款」一部改訂に係るリーフレットの配布

協会にて2,000部を購入。6/26店舗会員を含む全会員へ送付。  
以降は所属支部を通じ希望事業者へ継続配布。

### 【冊子内容】

物流改正法施行に伴う改正概要と荷主が対応すべき事項について記載。国土交通省・全日本トラック協会・都道府県トラック協会の連名にて「荷主の皆様へ」と題し作成。



## 3. 「荷主向け物流効率化法パンフレット」の配布

協会にて2,000部を購入。8/27店舗会員を含む全会員へ送付。  
以降は所属支部を通じ希望事業者へ継続配布。  
静岡県経営者協会を通じ県内主要荷主を含む700社宛送付。

### 【冊子内容】

2025年4月から、全ての荷主に物流効率化の取り組みの努力義務が課されたことに関し、周知と理解を求める内容。  
積載率の向上、荷待ち時間の短縮、荷役等時間の短縮それに関しチェックリストを設け、自社の取り組み状況について確認と是正を促す構成。



## 4. 「トラック・物流Gメン」との各種啓発活動・街頭聞き取り調査

- 事業者訪問での聞き取り調査 4/4富士、6/5浜松
- 荷主事業者を訪問しての啓発活動 6/12富士、9/2静岡
- トラックドライバーへの街頭聞き取り調査 10/16掛川

### 【調査内容】

長時間の荷待ちや運賃料金の不当な据置き、契約にない附帯業務などの違反原因行為の有無を調査するとともに、有益な情報に関して関係機関と情報を共有。



## 5. テレビCMの放映（荷主向け物流の2024年問題に関する理解訴求）

荷主企業とトラック運送事業者における適正取引の推進を目的として業界が抱える様々な問題に対して広く周知・理解を求める内容のテレビCM（15秒広告）を制作し、県内民放4局にて放映した。

### ■放映期間

令和7年8月2日～8月31日

### ■放送回数

合計93回

### ■放送局

静岡第一テレビ  
静岡朝日テレビ  
静岡放送  
テレビ静岡



## 6. 物流改正法に関する説明会の実施

- ・3/21 中部運輸局（県内7会場にてサテライト配信） 計202名
- ・4/25 静ト協本部 114名
- ・5/13 富士支部 56名 東部支部 54名
- ・5/22 中遠支部 36名 西部支部 60名 計320名

講師：中部運輸局交通政策部環境物流課／自動車交通部貨物課  
中部運輸局静岡運輸支局輸送・監査担当

### 【説示内容】

- ・改正貨物自動車運送事業法について
- ・新物効法について



## 7. 各種関連セミナーの開催

### (1) 労働時間等説明会（7月～8月）

- ・県内6会場（本部・東部・中部・中遠・西部・富士の各支部）にて延べ12回実施  
計317名参加 講師：静岡労働局、静岡運輸支局

#### 【講習内容】改正改善基準告示の内容について

### (2) 「法令対応・人材戦略・荷主交渉」総合解説セミナー（9月18日静ト協本部）

- ・63名参加 講師：（株）瀧澤・佐藤事務所 社会保険労務士・行政書士 瀧澤 学 氏  
【講演内容】・労働時間の管理方法、人手不足への対応など

### (3) 価格転嫁に向けた運賃交渉等個別相談会（10月27日静ト協本部）

- ・7社参加（1コマ／60分）講師：日本PMIコンサルティング（株） 代表取締役 小坂真弘 氏  
【相談内容】・運賃交渉から物流改正法に至る事業者の疑問に対しオーダーメイドでの個別相談

### (4) 「下請法・下請振興法改正法」講習会（11月27日静ト協本部）

- ・講師：公正取引委員会事務総局中部事務所、経済産業省中小企業庁

#### 【講習内容】・改正下請法・改正下請振興法の改正背景とその概要について

## 道路貨物運送業に対する労働時間等説明会について（報告）

### 1 令和7年度の取組状況

#### (1) 労働時間等説明会

令和7年度は、令和6年4月1日から自動車運転者に対しても時間外労働の上限規制が適用され、併せて「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の見直しが行われてから1年間が経過したことから、特に年間の上限時間の遵守が求められた。

このため、改善基準告示を含む自動車運転者を対象とした労働時間に関する法制度、改正内容をトラック事業の事業場に正しく理解していただくため、開催時期、回数、説明テーマ等を静岡県トラック協会、静岡運輸支局及び当局で調整し、次のとおり開催した。

#### 【説明テーマ】

##### ①労働基準監督署（静岡労働局）

- ・改正労働基準法等（36協定新様式、時間外労働の上限規制等）、改正改善基準告示の内容について

##### ②静岡運輸支局

- ・改正貨物自動車運送事業法、その他改正について

<令和7年度（実績）>（各会場午前・午後）

計12回開催（265社、317名が参加）

管轄署	会 場	月 日	参加事業場数	参加者数
静岡	本部（静岡市）	7月1日	51社	58名
島田	中部支部（吉田町）	7月3日	45社	52名
沼津 三島	東部支部（沼津市）	7月8日	51社	59名
浜松	西部支部（浜松市）	7月10日	46社	67名
磐田	中遠支部（袋井市）	7月29日	35社	38名
富士	富士支部（富士市）	8月20日	37社	43名

## 【各会場における説明会の開催風景（令和7年度）】



## (2) 働き方改革関連法に関する説明会（厚生労働省委託事業）

＜令和7年（予定）＞ 計7回開催予定 オンライン開催

管轄署	会 場	月 日	参加事業場数	参加者数
沼津	オンライン	12月9日		
富士	オンライン	12月19日		
三島	オンライン	1月19日		
磐田	オンライン	1月27日		
浜松	オンライン	1月29日		
静岡	オンライン	2月開催		
島田	オンライン	2月開催		

## (3) 労働局による荷主への要請対応

自動車運送業の長時間荷待ちが発生しているとの情報等に基づき、長時間の荷待ち抑制のため、労働基準監督署の労働時間相談・支援班による荷主への要請及び荷主に対する支援を実施している（令和5年1月から実施）。

〈実施数〉

令和5年度：249件

令和6年度：223件

令和7年度は、10月7日に静岡運輸支局と荷主を対象とした合同パトロールを実施した。（対象 14事業場）

## 2 令和8年度の労働時間等の説明会の開催

次年度の労働時間等説明会、働き方改革関連法に関する説明会（厚生労働省委託事業）の開催は現在検討中。（働き方改革関連法に関する説明会（厚生労働省委託事業）は、7年度を含め3年間、適用猶予事業場を対象に実施している。）

なお、労働時間等説明会の開催時期、回数、説明内容、開催案内の方法等について、静岡県トラック協会、静岡運輸支局、静岡労働局で調整したい。

### 3 令和6年度以前の開催状況（参考）

#### (1) 「労働時間等説明会」の開催実績

＜令和2年度（実績）＞ 計7回開催（165社、168名が参加）

管轄署	会 場	月 日	参加事業場数	参加者数
静岡	静岡県トラック会館 (静岡市駿河区)	10月6日	41 社	42 名
島田	中部分室（吉田町）	10月6日	23 社	24 名
磐田	中遠分室（袋井市）	10月14日	21 社	21 名
浜松	西部分室（浜松市東区）	10月14日	23 社	24 名
富士	富士分室（富士市）	10月26日	20 社	20 名
沼津	東部分室（沼津市）	10月26日	21 社	21 名
三島	東部分室（沼津市）	11月10日	16 社	16 名

＜令和3年度（実績）＞ 計20回開催（314社、324名が参加）

（第2四半期）（各会場午前・午後開催）（6回開催）

管轄署	会 場	月 日	参加事業場数	参加者数
静岡	静岡県 トラック協会研修センター (静岡市葵区)	7月2日		大雨のため中止
沼津	東部支部（沼津市）	7月7日	24 社	24 名
富士	富士支部（富士市）	7月16日	21 社	21 名
磐田	中遠支部（袋井市）	7月27日	26 社	26 名
浜松	西部支部（浜松市東区）	9月3日		コロナ感染予防のため開催 中止
三島	東部支部（沼津市）	9月7日		
島田	中部支部（吉田町）	9月14日		

（第3四半期）（各会場午前・午後開催）（14回開催）

管轄署	会 場	月 日	参加事業場数	参加者数
沼津	東部支部（沼津市）	10月6日	30 社	31 名
富士	富士支部（富士市）	10月13日	24 社	24 名
浜松	西部支部（浜松市東区）	10月19日	40 社	44 名
静岡	静岡県 トラック協会 研修センター (静岡市葵区)	10月22日	68 社	69 名
磐田	中遠支部（袋井市）	10月27日	18 社	19 名
島田	中部支部（吉田町）	11月10日	45 社	46 名
三島	東部支部（沼津市）	11月24日	18 社	20 名

＜令和4年度（実績）＞ 計 11回開催（249社、267名が参加）  
 （「富士」以外は午前・午後開催）

管轄署	会 場	月 日	参加事業場数	参加者数
富士	富士支部（富士市）	10月26日	62 社	74 名
島田	中部支部（吉田町）	11月21日	40 社	44 名
静岡	静岡県トラック協会（本部） （静岡市駿河区）	11月25日	48 社	48 名
磐田	中遠支部（袋井市）	11月25日	32 社	33 名
沼津 三島	東部支部（沼津市）	11月28日	36 社	37 名
浜松	西部支部（浜松市東区）	11月28日	31 社	31 名

＜令和5年度（実績）＞ 計 12回開催（314社、324名が参加）

管轄署	会 場	月 日	参加事業場数	参加者数
浜松	西部支部（浜松市）	6月7日	58 社	58 名
富士	富士支部（富士市）	6月15日	42 社	43 名
沼津 三島	東部支部（沼津市）	6月20日	51 社	53 名
磐田	中遠支部（袋井市）	6月20日	37 社	42 名
静岡	静岡県 トラック協会 研修センター （静岡市葵区）	6月22日	65 社	66 名
島田	中部支部（吉田町）	6月22日	61 社	62 名

＜令和6年度（実績）＞ 計 12回開催（236社、242名が参加）

管轄署	会 場	月 日	参加事業場数	参加者数
沼津 三島	東部支部（沼津市）	7月19日	32 社	34 名
島田	中部支部（吉田町）	7月23日	35 社	36 名
磐田	中遠支部（袋井市）	7月24日	23 社	24 名
静岡	本部（静岡市）	7月29日	56 社	57 名
浜松	西部支部（浜松市）	7月30日	44 社	44 名
富士	富士支部（富士市）	8月2日	46 社	47 名

## 自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令の違反状況（静岡局）

(令和6年1月～12月)

事 項 区 分	監督実施 事業場数	労働基準 関係法令 の違反事 業場数	主 要 違 反 事 項		
			労働時間	休 日	割増賃金
道路貨物 運送業	78 (100.0)	66 (84.6)	43 (55.1)	1 (1.3)	23 (29.5)
バ ス 業	3 (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	0 (0.0)	2 (66.7)
ハイヤー・ タクシー業	7 (100.0)	6 (85.7)	2 (28.6)	0 (0.0)	2 (28.6)
そ の 他	13 (100.0)	12 (92.3)	7 (53.8)	0 (0.0)	9 (69.2)
合 計	101 (100.0)	86 (85.1)	53 (52.5)	1 (1.0)	36 (35.6)

(注) 1 「労働基準関係法令の違反事業場数」欄は、何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場数である。  
 2 「主要違反事項」欄は、当該事項について違反が認められた事業場数である。  
 3 ( ) 内は、監督実施事業場数に対する割合 (%) である。

## 自動車運転者を使用する事業場に係る改善基準告示の違反状況（静岡局）

(令和6年1月～12月)

事 項 区 分	監督実施 事業場 数	改善基 準告示 違反事 業場 数	主な違反事項				
			総拘束 時 間	最大拘 束時間	休息期間	最大運 転時間	連続運 転時間
道路貨物 運送業	78 (100.0)	54 (69.2)	24 (30.8)	41 (52.6)	35 (44.9)	21 (26.9)	35 (44.9)
バ ス 業	3 (100.0)	3 (100.0)	0 0.0	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)
ハイヤー・ タクシー業	7 (100.0)	4 (57.1)	1 (14.3)	3 (42.9)	2 (28.6)	0 0.0	0 0.0
そ の 他	13 (100.0)	4 (30.8)	1 (7.7)	3 (23.1)	3 (23.1)	1 (7.7)	2 (15.4)
合 計	101 (100.0)	65 (64.4)	26 (25.7)	48 (47.5)	41 (40.6)	23 (22.8)	38 (37.6)

(注) 1 「改善基準告示違反事業場数」欄は、何らかの改善基準告示違反が認められた事業場数である。  
 2 「改善基準告示違反事項」欄は、当該事項について改善基準告示違反が認められた事業場数である。  
 3 ( ) 内は、監督実施事業場数に対する割合 (%) である。

## 自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令違反・改善基準告示違反の年別推移（静岡局）

区分	監督実施事業場数		
	労働基準関係法令違反事業場数		
	改善基準告示違反事業場数		
区分	令和4年	令和5年	令和6年
道路貨物運送業	88 80 (90.9) 62 (70.5)	54 52 (96.3) 38 (70.4)	78 66 (84.6) 54 (69.2)
バス業	2 2 (100.0) 0 (0.0)	4 4 (100.0) 4 (100.0)	3 2 (66.7) 3 (100.0)
ハイヤー・タクシー業	3 3 (100.0) 1 (33.3)	5 4 (80.0) 0 (0.0)	7 6 (85.7) 4 (57.1)
その他	18 17 (94.4) 7 (38.9)	16 14 (87.5) 8 (50.0)	13 12 (92.3) 4 (30.8)
合計	111 102 (91.9) 70 (63.1)	79 74 (93.7) 50 (63.3)	101 86 (85.1) 65 (64.4)

(注) 各欄の上段は監督実施事業場数、中段は何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場数、下段は何らかの改善基準告示の違反が認められた事業場数、( ) 内は監督実施事業場に対する何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場数の割合(%)及び何らかの改善基準告示の違反が認められた事業場数の割合(%)である。

取引関係者の皆さん、国民の皆さん

くらし、  
はたらき、  
ともに  
ススメ！



2024年  
4月から

建設業、ドライバー、医師の  
時間外労働の上限規制適用開始！



# みなさまに お願いがあります！

たしかめよう！

## 適正な 工期の設定を！

週休2日の実現に向け、  
ご配慮をお願いいたします。



## 待ち時間・ 荷役時間の削減を！

再配達の削減に向け、  
確実に受け取れる時間の指定や  
置き配などの活用もお願いいたします。



## 行程・ダイヤについて よく話し合いを！

停留所からの安全な発車にも  
ご協力ください。



## 受診は 診療時間内に！

医療のかかり方への  
ご理解・ご配慮をお願いいたします。



詳しくは裏面をご覧ください ➔



# ＼暮らしを支える方々のためにも／ みなさまへ大切なお願いです！

## みなさまへお願い



### 建設業



#### 抱える問題

工期が短いと、土日も働かなければならず、長時間労働につながります。

#### わたしたちにできること

工事を受注・発注するときは、  
ゆとりをもった適正なスケジュールに。  
また、工事の受注・発注に当たっては適切な金額での契約を  
心がけてください。

くらし・はたらきマエストロ  
たしかめたん

### トラックドライバー



#### 抱える問題

荷待ち時間・荷役時間は、一運行あたり平均3時間程度と言われており、長時間労働の原因となっています。

#### わたしたちにできること

荷待ち・荷役作業時間削減のため、適切な日時指定、  
予約システムの導入、作業効率化などの工夫を。  
また、「標準的運賃」を参考に、運賃や、荷待ち、荷役作業の  
料金の見直しもお願いいたします。

### バス運転者



#### 抱える問題

運行スケジュールによっては、  
休憩できずに運転時間が長くなってしまいます。

#### わたしたちにできること

貸切バスや送迎バス、コミュニティバスを発注するときには、  
行程やダイヤについてバス事業者とよく話し合いを。  
また、運転者が必要なときに休憩をとれるように  
SA・PAの駐車ルールを守ることも重要です。

### 医師



#### 抱える問題

夜間や休日など診療時間外に緊急でない受診をすることは、  
医師の負担につながります。

#### わたしたちにできること

受診すべきか迷う場合には  
**☎ #7119(大人)**または**☎ #8000(小児)**へご相談ください。<sup>(※)</sup>  
また、ご家族の方も病状説明などは  
決められた診療時間内の受診をお願いいたします。

※#7119/#8000の実施状況は地域によって異なります。

非対応地域については、全国版救急受診アプリ「Q助」をご活用ください。  
詳しくはウェブサイトをご覧ください。

# 労働基準監督署では、長時間の荷待ちの改善に向けた「要請」等に取り組んでいます。

## 荷主・元請運送事業者の皆さまへ

道路貨物運送業においては、他の産業に比べて長時間労働の実態にあり、長時間労働抑制に向けた諸対策を一層積極的に進める必要があります。一方、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行などの個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあります。道路貨物運送業における長時間労働の自主的な改善を困難としている要因の一つである、荷主・元請運送事業者の都合による「長時間の荷待ち」の改善に向けて、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力ををお願いいたします。

## 発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

### ◆長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」の「物流情報局」において発信しています。

- ✓ 「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」はこちらから。  
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

### ◆改善基準告示の内容についてご承知おきください

- ✓ 「改善基準告示」についてはこちらから。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html) (厚生労働省ホームページ)

### ◆「標準的運賃」、「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

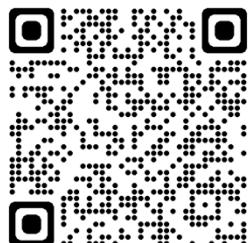
- ✓ 「標準的運賃」についてはこちらから。  
[https://www.mlit.go.jp/jidisha/jidisha\\_tk4\\_000118.html](https://www.mlit.go.jp/jidisha/jidisha_tk4_000118.html) (国土交通省ホームページ)
- ✓ 「改正物流法」についてはこちらから。  
[https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu\\_freight\\_mn1\\_000029.html](https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn1_000029.html) (国土交通省ホームページ)

## 【STOP！長時間の荷待ち】

#### 第二章 藥物與藥理的歷史觀



## 【自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト】



静岡労働局ホームページ

# 働き方改革は進んでいますか？

## 改正労基法の適用猶予が廃止されました。

### 併せて改善基準告示が改正されました！



## Point 1

### 自動車運転の業務においても時間外労働の上限規制が適用されます（罰則付き）

2019（平成31）年4月1日に施行された改正労働基準法が5年の猶予を経て、**2024（令和6年）4月1日**から自動車運転の業務に従事する労働者にも上限規制が適用されました。

	～2024（令和6）年3月31日	2024（令和6）年4月1日～
自動車運転の業務	上限規制は適用されない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別条項付き協定を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間（休日労働を含まない）。</li> <li>時間外・休日労働について「月100時間未満/2～6ヶ月平均80時間以内」の規制が適用されない。</li> <li>「時間外労働が月45時間を超えることができる年6ヶ月まで」の規制が適用されない。</li> </ul>

時間外労働の上限が適用されることに！

#### 時間外労働の上限規制

現在

一年 1,176時間※

2024（令和6）年4月1日～

一年 960時間

※所定労働時間8時間・休憩1時間と仮定  
 $40H \times 52W = 2,080H$ （年間法定労働時間）  
 $2,080 \div 8 = 260H$ （年間休憩時間）  
 $293H \times 12M = 2,080 - 260 = 1,176H$   
 （総拘束時間より算出）

月18時間の削減が必要!!



改善基準告示が見直されました。

令和6年4月～  
適用

#### 改善基準告示の見直し

1年の拘束時間

改正前（年換算）  
3,516時間

改正後  
原則：3,300時間  
最大：3,400時間

1か月の拘束時間

改正前（月換算）  
原則：293時間  
最大：320時間

改正後  
原則：284時間  
最大：310時間

1日の休息期間

改正前  
継続8時間

改正後  
継続11時間  
基本とし、継続9時間

## Point 2

### 時間外労働の割増賃金率が変わりました

改正前の割増率



中小企業

25%

現行の割増率

中小企業

25%

50%

中小企業の猶予措置が  
**2023（令和5）年4月1日**  
に廃止されました。

60時間を超えた時間外労働に対し、  
中小企業も5割以上の割増賃金を支  
払わねばなりません。

準備は進んでいますか？  
こちらもチェック！



トラック運転者の長時間労働改善に  
向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>



ドライバーの長時間労働につながっているかもしれない問題やその解決につながる施策候補例なども確認できるサイトです。



簡単自己診断

荷主のための  
物流ワンポイント講座

始めてみよう改善活動

トラック運転者の労働時間  
短縮動画セミナー



厚生労働省

静岡労働局

労働基準監督署

お困りごとはござりますか？ご相談は①でも②でも承ります

## ①静岡働き方改革推進支援センターにご相談ください



### 無料で専門家にご相談いただける ワンストップ支援を目指す相談窓口があります

(厚生労働省静岡労働局委託事業)

人手不足に対応するため  
にどのようにしたらよい  
か教えてほしい

助成金を活用したいが利  
用できる助成金が  
わからない

労働時間を短縮したい

年次有給休暇の取得率を上  
げるにはどうすればよいか



こんなお悩みはありませんか？



そのお悩み、解決できるかもしません！

### 働き方改革推進支援センターに ご相談ください

社労士などの専門家が無料で相談にのりアドバイスします。

#### 【個別訪問によるコンサルティング】

労務管理の専門家（社会保険労務士）が訪問しコンサルティングを行います

【相談支援】電話・メール・来所での相談にお答えします

【各種セミナー】専門家によるセミナーを開催しています



静岡市葵区東鷹匠町9-2

静岡県社会保険労務士会館

(受託者：全国社会保険労務士会連合会)

☎ 0800-200-5451

✉ shizuoka@workstylereform.net



【受付時間】午前9時～午後5時

（土日祝・年末年始を除く）

## ②各署の労働時間相談・支援班にご相談ください



### 労働基準監督署の労働時間相談・支援班が 改正労働基準法・労務管理改善などのご説明・ご相談を賜ります

改正労基法の内容を  
もっと聞きたい

☞わかりやすく丁寧にご説明します

もちろん  
無料です

そもそも労働基準法には  
どんなルールが定められ  
ているの？

☞基本から丁寧にご説明します

労務管理上の課題を  
探りたい

☞実情を伺いながら一緒に考えましょう



他社は  
どう対応しているの？

☞他社の改革事例をご紹介できるかもしれません



立入調査では  
ないので  
法違反の是正指導  
はしません

★ 最寄りの労働基準監督署まで、お気軽にご相談ください！ ★

浜松署 ☎ 053-456-8148

磐田署 ☎ 0538-32-2205

島田署 ☎ 0547-37-3148

静岡署 ☎ 054-252-8106

富士署 ☎ 0545-51-2255

沼津署 ☎ 055-933-5830

三島署 ☎ 055-986-9100

下田駐在事務所 ☎ 0558-22-0649



厚生労働省 静岡労働局 労働基準監督署



2026年1月施行！～下請法は取適法へ～

## 改正下請法の概要

---

公正取引委員会事務総局  
中部事務所総務管理官

# 下請法の概要

- 下請法は、**製造委託などの一定の取引**を対象とし、**資本金区分**を定めて、規制対象に当たる取引の発注者（親事業者）を「優越的地位」にあるものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の**不当な行為を迅速かつ効果的に規制**し、下請事業者の利益保護を図るもの。

## 〈下請法の適用対象となる取引〉

製造委託

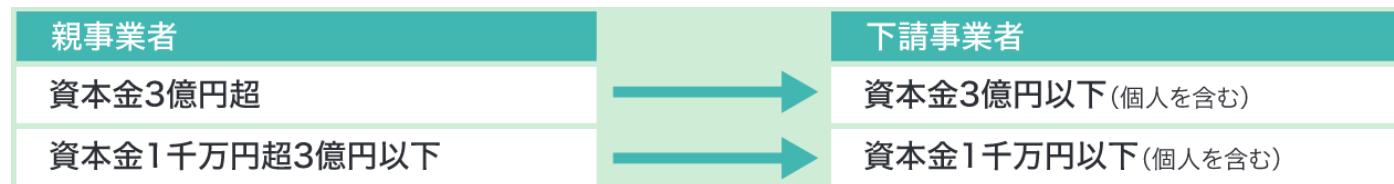
修理委託

情報成果物作成委託

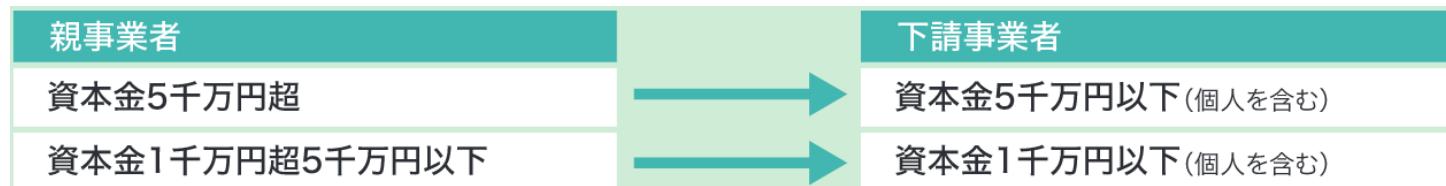
役務提供委託

## 〈資本金区分〉

- 物品の製造委託・修理委託
- 情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）



- 情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）



## 規制の見直し

**① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）**

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

**② 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）**

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

**③ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）**

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

**④ 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当**

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止

**⑤ 面的執行の強化**

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

## 「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

## 下請代金支払遅延等防止法

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

## 通称：下請法

▶ 略称：中小受託取引適正化法  
通称：取適法

## 親事業者

▶ 委託事業者

## 下請事業者

▶ 中小受託事業者

## 下請代金

▶ 製造委託等代金

## 改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

## 改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

## 改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加

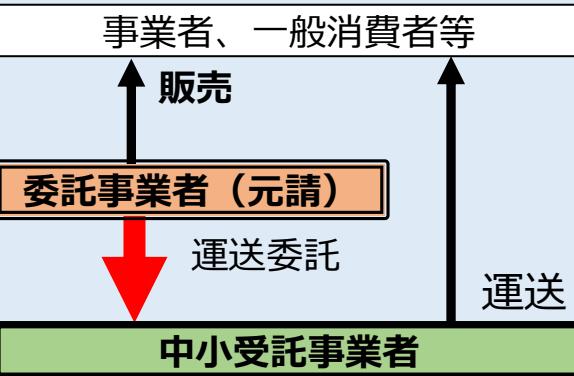


## 特定運送委託②

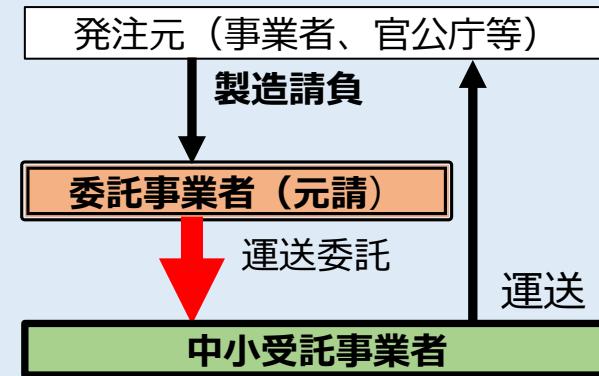
- 事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その「取引の相手方」に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となる。

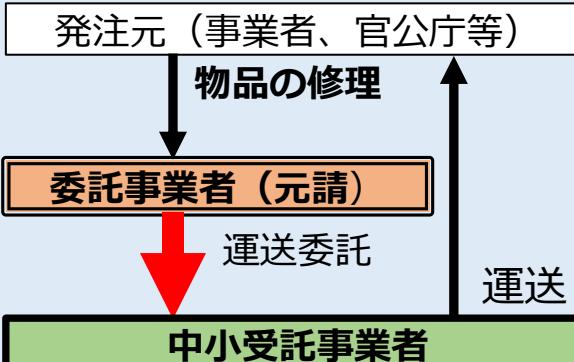
（類型1）



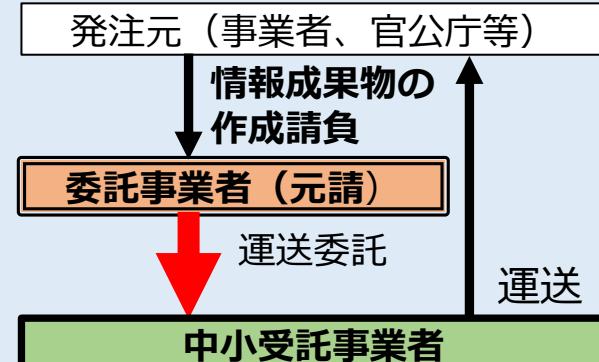
（類型2）



（類型3）



（類型4）



※ → が取適法の対象となる取引

## 改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

## 改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託  
(プログラム)役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

委託事業者

資本金3億超

資本金1千万超3億以下

常時使用する従業員300人超

中小受託事業者

資本金3億以下（個人含む）

資本金1千万以下（個人含む）

常時使用する従業員300人以下（個人含む）

情報成果物作成委託  
(プログラム除く)役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

委託事業者

資本金5千万超

資本金1千万超5千万以下

常時使用する従業員100人超

中小受託事業者

資本金5千万以下（個人含む）

資本金1千万以下（個人含む）

常時使用する従業員100人以下（個人含む）

- 委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。

## 改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

## 改正内容

「市価」の認定が必要となる買いたたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

現行

対価に着目した規定

### 【対価引下げ型】

従前の対価



100円

引下げ後の対価



50円

利益

改正法

交渉プロセスに着目した規定

### 【コスト上昇型】

従前の対価



コスト  
40円

100円

引上げ後の対価



コスト  
90円

110円

※コストアップに  
見合わない引上げ幅

利益

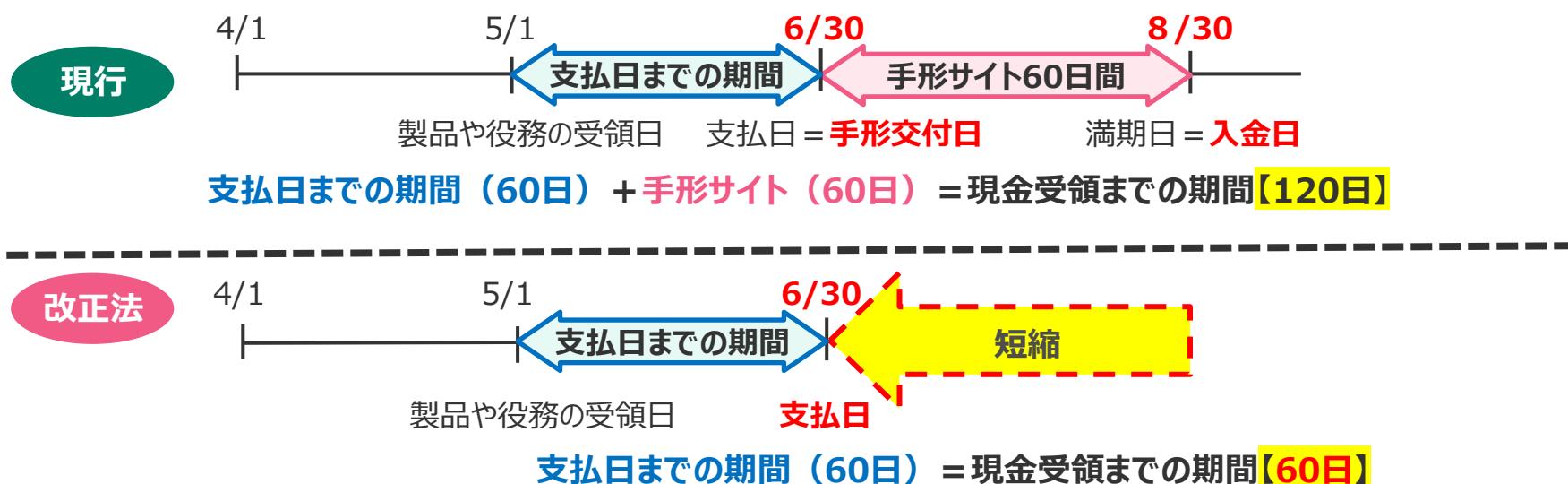
# 手形払等の禁止【改正】

## 改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

## 改正内容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。



# 取適法（改正下請法）の概要

法目的

中小受託取引の公正化 · 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託  
(プログラム)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託事業者

資本金3億超

資本金1千万超3億以下

常時使用する従業員300人超

中小受託事業者

資本金3億以下(個人含む)

資本金1千万以下(個人含む)

常時使用する従業員300人以下(個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託  
(プログラム除く)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託事業者

資本金5千万超

資本金1千万超5千万以下

常時使用する従業員100人超

中小受託事業者

資本金5千万以下(個人含む)

資本金1千万以下(個人含む)

常時使用する従業員100人以下(個人含む)

義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務  
(2年)

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6%）の支払義務

※赤色は改正内容

禁止行為

受領拒否

報復措置

支払遅延（手形払等の禁止）

有償支給原材料等の対価の早期決済

減額

割引困難な手形の交付

返品

不当な経済上の利益提供要請

買いたたき

不当な給付内容の変更・やり直し

購入・利用強制

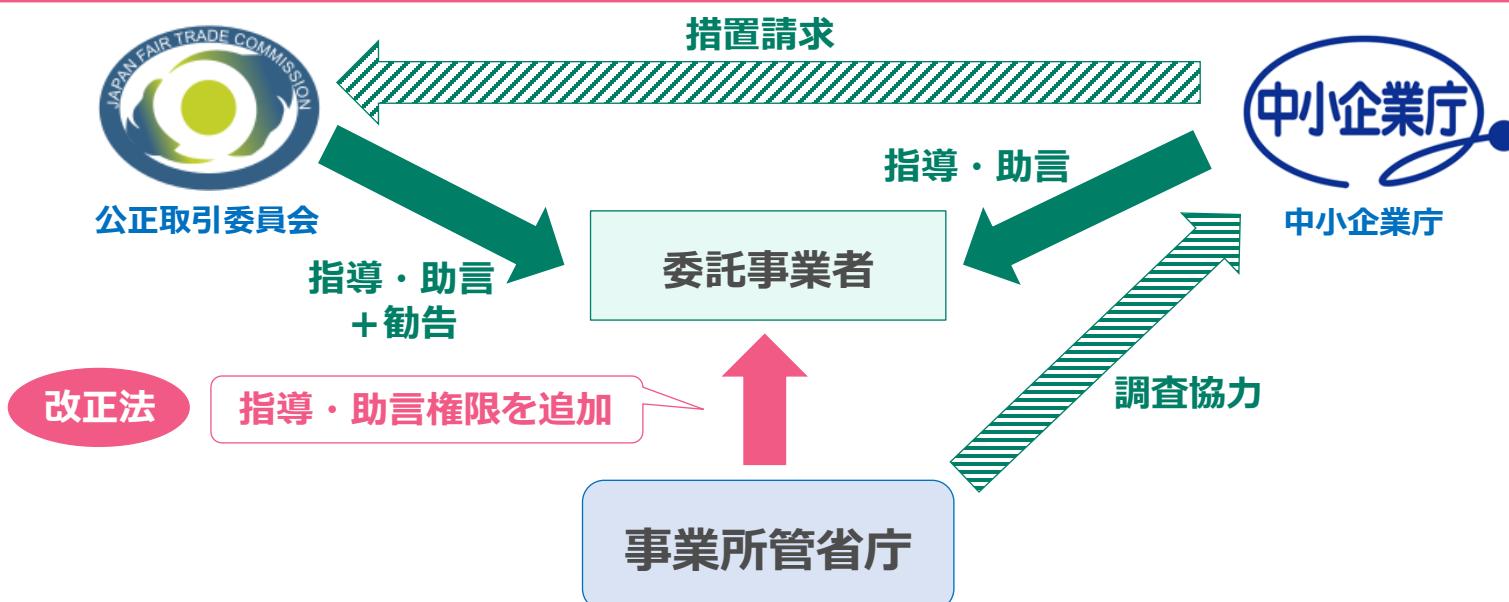
協議に応じない一方的な代金決定

## 改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

## 改正内容

- 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



# 取適法の御案内

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細はこちから！

[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/toritekihou.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html)



その他取引適正化に向けた公正取引委員会の取組についてはこちら！

The screenshot shows the official website of the Japan Fair Trade Commission (JFTC). At the top, there is a navigation bar with links to Home, About the JFTC, Press Releases, Monopolies Law, Subcontracting Law, Freelance Law, Smart Software Competition Promotion Law, CPRC (Research Center for Competition Policy), and Consultation, Application, Information Provision, and Window Services. The main content area features a large graphic of people walking on a circular path labeled "JAPAN FAIR TRADE COMMISSION". Below this, there are four cards with news items: "取引適正化に向けた公正取引委員会の取組" (Measures for fair trade practices), "競争の活性化に関する提言 (アドボカシー活動)" (Proposed measures for the revitalization of competition (Advocacy activities)), "デジタル分野における公正取引委員会の取組" (Measures by the JFTC in the digital field), and a cartoon illustration about the start of new laws for freelancers on November 1, 2024.

公正で自由な競争が  
持続的な成長と生活水準を  
向上させる

取引適正化に向けた  
公正取引委員会の取組

競争の活性化に関する提言  
(アドボカシー活動)

デジタル分野における  
公正取引委員会の取組

2024年11月1日から  
フリーランスの方の  
ために、  
新しい法律が  
スタートします。

第24回静岡県トラック輸送における  
取引環境・労働時間改善地方協議会

# 行政の物流対策について

---

令和7年11月28日

中部運輸局自動車交通部貨物課

- ・2024年問題への対応、トラック・物流Gメン等の活動について
- ・物流改正法について
- ・トラック適正化二法について

## 2018年

- 6月 「働き方改革関連法」成立（※労働基準法の改正）  
12月 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の成立  
(※「荷主対策の深度化」、「標準的運賃」の制度を創設（2024年3月末までの時限措置）)

## 2020年

- 4月 「標準的運賃」を告示

## 2023年

- 6月 関係閣僚会議において「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定  
貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の成立  
(※「荷主対策の深度化」、「標準的運賃」の制度を「当分の間」延長)  
7月 「トラックGメン」創設  
10月 関係閣僚会議において「物流革新緊急パッケージ」を策定  
(6月の政策パッケージのうち緊急に取り組むべき事項を具体化)



我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議  
(2023.3.31)

## 2024年

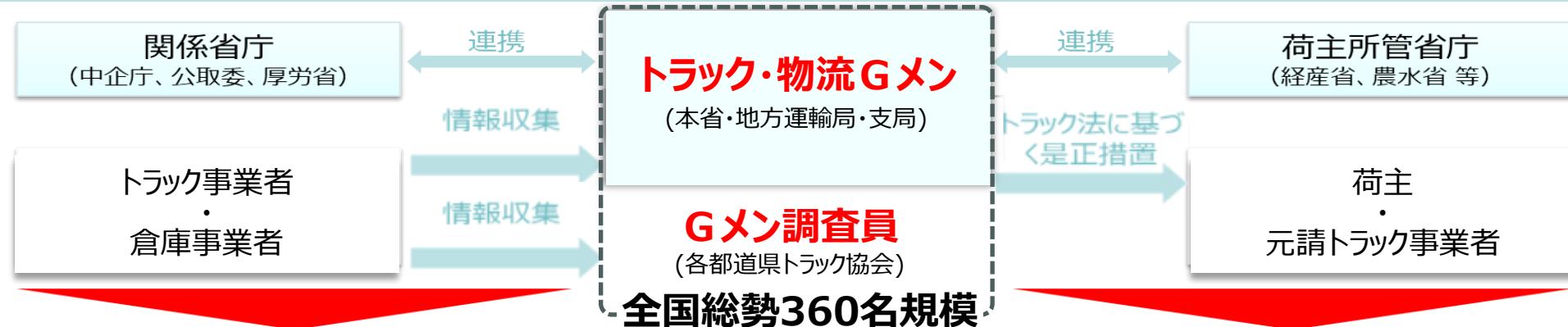
- 2月 関係閣僚会議において「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定  
3月 新たな「標準的運賃」を告示  
自動車運送業分野（トラック・バス・タクシー）の特定技能制度の対象分野への追加を閣議決定  
4月 「働き方改革関連法」の施行（※トラックドライバーにも時間外労働時間上限規制が適用）  
5月 物流改正法公布 ※4月成立  
11月 「トラック・物流Gメン」に改組、「Gメン調査員」の新設

## 2025年

- 4月 物流改正法の施行（※一部は2026年4月から施行）  
5月 下請法・下請振興法改正法成立（※2026年1月施行、ただし一部は公布日から施行）  
6月 トラック適正化二法 成立・公布



## トラック・物流Gメンが、Gメン調査員とともに荷主・元請事業者への監視・指導を強化



### トラック・物流Gメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型の情報収集**を開始し  
情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」  
制度※の**執行力を強化**（2023年度～）

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

#### 「プッシュ型情報収集」

- ① **ヒアリング（訪問・電話）**  
違反原因行為の疑いのある荷主情報の積極的収集
- ② **荷主等パトロール（現場の状況確認、周知・指導）**  
違反原因行為をしている疑いのある荷主等の支店、荷捌き場周辺など
- ③ **フォローアップ調査（パトロール時に実施）**
  - ・情報提供元への事実確認・深堀り
  - ・「働きかけ」、「要請」実施済荷主の再度の違反原因行為の疑い等確認

#### 「是正指導」

疑いのある荷主へ連絡  
(荷主の本社・営業所へ連絡)

- 働きかけ**  
文書送付

- 要請**  
ヒアリング実施  
(関係省庁も同席)



- ✓ 支店等への違反原因行為の事実確認  
✓ 国への報告書作成  
✓ 社内調整 等

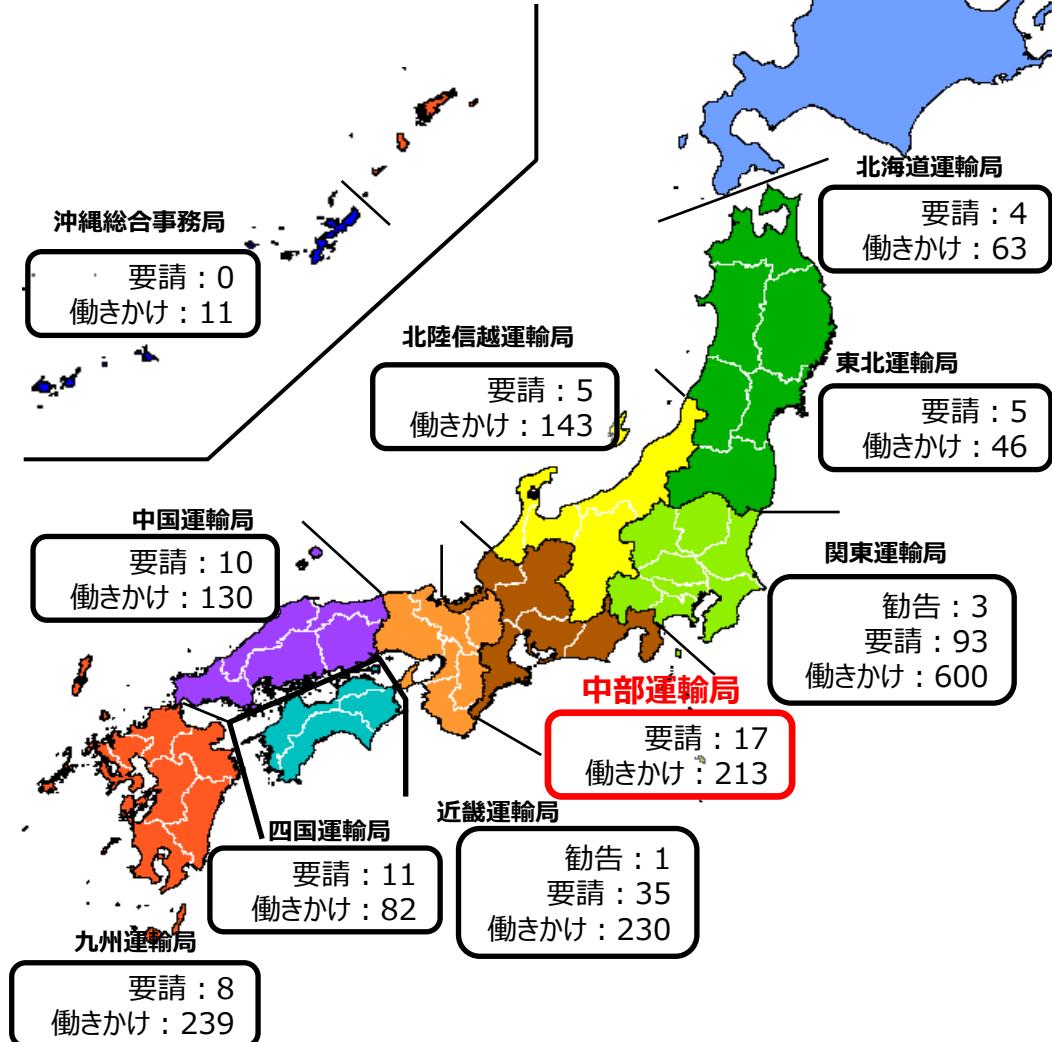
- ✓ 違反原因行為の事実確認  
✓ 改善計画の作成、早急な取組の実施を指示 等  
✓ その後のFU 等

# 中部運輸局「トラック・物流Gメン」の活動状況

(ブロック別働きかけ等の実施件数 (令和7年8月末時点))

## 〈ブロック別実施状況〉

※ 働きかけ・要請・勧告は、荷主等に対して実施



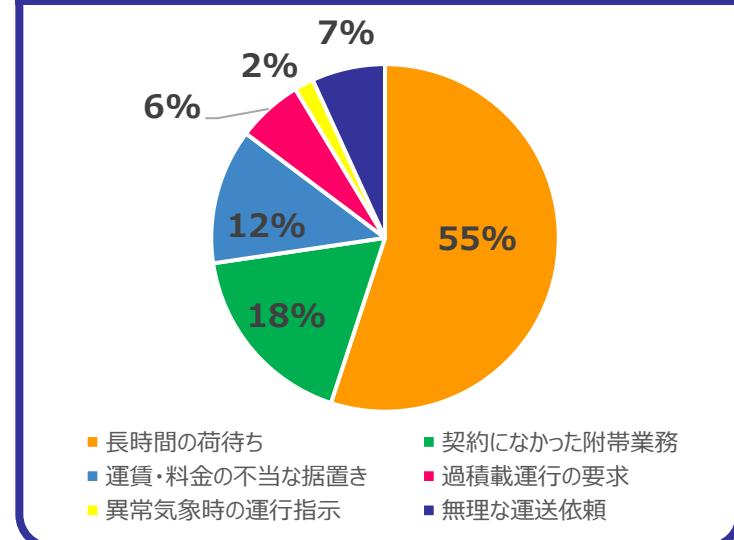
## 〈全国〉(参考)

対応内容	荷主等の数	内訳
勧告	4	荷主2・元請1・その他1
要請	188	荷主100・元請82・その他6
働きかけ	1,757	荷主1,228・元請466・その他63

## 〈中部運輸局管内〉(愛知、静岡、岐阜、三重、福井)

対応内容	荷主等の数	内訳
要請	17	荷主7・元請8・その他2
働きかけ	213	荷主148・元請52・その他13

## 「中部運輸局管内」における是正指導実施件数の違反原因行為の内訳(令和7年8月末時点)



# トラックドライバーへの聴き取り調査等（プッシュ型情報収集）

高速道路のSA・PA、トラックステーション、道の駅などでトラックドライバーに対して積込先等でのお困り事がないか聞き取り等を実施しています！

## 【愛知県】

- 日 時 令和7年10月8日（水）13時30分～15時30分
- 場 所 名古屋トラックステーション
- 実 施 者 中部運輸局 6名（貨物課 3名、愛知運輸支局 3名）  
愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関 3名  
公正取引委員会事務総局中部事務所 2名
- 実施概要 トラックドライバー29名に聞き取りを行うとともに取適法を周知  
一部から荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち）の情報を収集



（令和7年10月8日 名古屋TS）



（令和7年10月14日 月見の里南濃）

## 【岐阜県】

- 日 時 令和7年10月14日（火）11時30分～12時30分、14時30分～15時30分
- 場 所 道の駅「月見の里南濃」、「クレール平田」
- 実 施 者 中部運輸局 5名（貨物課 2名、岐阜運輸支局 3名）  
岐阜県貨物自動車運送適正化事業実施機関 1名  
公正取引委員会事務総局中部事務所 2名
- 実施概要 トラックドライバー33名に聞き取りを行うとともに取適法を周知  
一部から荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち等）の情報を収集



（令和7年10月15日 鶴山TS）

## 【三重県】

- 日 時 令和7年10月15日（水）11時00分～13時00分
- 場 所 亀山トラックステーション
- 実 施 者 中部運輸局 4名（貨物課 2名、三重運輸支局 2名）  
三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関 2名  
公正取引委員会事務総局中部事務所 2名
- 実施概要 トラックドライバー50名に聞き取りを行うとともに取適法を周知  
一部から荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち等）の情報を収集

# 荷主企業や物流拠点などへの荷主訪問(パトロール)

トラック・物流Gメンの制度周知や荷主による違反原因行為の防止のための啓発活動を実施

## 荷主企業訪問によるヒアリング(パトロール)の実施

2024年問題に対する荷主への広報・啓発活動の一環として、トラック事業者が関係法令を遵守して、事業を遂行することの重要性について理解を得るために周知及びトラックドライバーの労働環境の改善と標準的運賃への理解を呼び掛けるとともに、トラック・物流Gメン制度の周知を行っています。

また、他の運輸局や関係行政機関と連携した合同パトロールを実施するなど、荷主企業に対して法令改正の周知や物流の諸問題に対する啓発を実施しています。



(荷主企業訪問の様子)

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

中部運輸局・北陸信越運輸局・公正取引委員会事務総局中部事務所

令和7年10月6日 14時00分同時発表

<お問い合わせ先>  
中部運輸局自動車交通部貨物課 神戸、深谷、高橋  
TEL: 052-952-8037  
E-mail: cbt-hogen@mlit.go.jp  
北陸信越運輸局自動車交通部貨物課 水上、廣川  
TEL: 025-285-9195  
E-mail: hrt-kantoku@mlit.go.jp  
公正取引委員会事務総局中部事務所下請課  
TEL: 052-961-9429

同時に発表：福井県政記者クラブ、石川県政記者クラブ

**中部運輸局・北陸信越運輸局・公正取引委員会  
中部事務所が合同でトラックドライバーへの聴き取り調査及び改正下請法の周知啓発を実施します！**

国土交通省及び地方運輸局では、物流の「2024年問題」に適切に対応し、物流全体の適正化を図るため、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づいて、恒常的な長時間の荷待ちの発生などの「違反原因行為」をしている疑いのある荷主等に対して「働きかけ」「要請」等の是正指導を行っています。

このたび、経済圏を一体とする北陸3県における長時間の荷待ちなどの「違反原因行為」に係る情報を収集するとともに、令和8年1月1日から施行される製造委託等に係る中小零細事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（改正下請法。以下「取込法」という。）について周知啓発を行うため、福井県を管轄区域に含む中部運輸局及び石川県・富山県を管轄区域に含む北陸信越運輸局並びに公正取引委員会事務総局中部事務所が合同でトラックドライバーへの聴き取り調査と実施設の利用者に対して取込法の周知活動を実施しますので以下の通りお知らせします。

(合同パトロール プレスリリース)

- ・2024年問題への対応、トラック・物流Gメン等の活動について
- ・物流改正法について
- ・トラック適正化二法について

# 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

## 背景・必要性

- 物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
  - ・何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性。
  - ・荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。
- 軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。  
→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。

## 改正法の概要

### 1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置 一部を除き令和7年4月1日施行 【物資の流通の効率化に関する法律】(旧：流通業務総合効率化法)

- ①**荷主**\*1(発荷主・着荷主)、②**物流事業者**(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

\*1 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

- 上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。⇒令和8年4月1日施行予定

- 特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。⇒令和8年4月1日施行予定

※法律の名称を変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主等が取り組むべき措置の例】<パレットの導入>



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレットの利用による荷役時間の短縮

### 2. トラック事業者の取引に対する規制的措置 令和7年4月1日施行

### 【貨物自動車運送事業法】

- 運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した書面による**交付等**を**義務付け**\*2。

- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。

- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**\*3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者の選任**を**義務付け**。

\*2・3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

### 3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

令和7年4月1日施行

### 【貨物自動車運送事業法】

- 軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任**と**講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。

- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

## 《特定事業者の指定基準》

- 中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる一定規模以上の事業者（特定事業者）について、全体への寄与度がより高いと認められる大手の事業者が指定されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。 ※R8年4月1日～届出に基づき指定

### 特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上  
(上位3,200社程度)

### 特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上  
(上位70社程度)

### 特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上  
(上位790社程度)

## 《中長期計画・定期報告の記載内容》

### 中長期計画

- 作成期間 ※7月末迄（初年度のみR8年10月末迄）
  - ・ 毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出
- 記載内容
  - (1) 実施する措置
  - (2) 実施する措置の具体的な内容・目標等
  - (3) 実施時期 等

### 定期報告

- 記載内容 ※7月末迄（初回R9年7月末）
  - (1) 事業者の判断基準の遵守状況（チェックリスト形式）
  - (2) 判断基準と関連した取組に関する状況（自由記述）
  - (3) 荷待ち時間等の状況【荷主等】
- 荷待ち時間等の状況の計測方法
  - ・ 取組の実効性の確保を前提としてサンプリング等の手法を許容
  - ・ 荷待ち時間等が一定時間以内の場合には報告省略が可能 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、新物効法の枠組みと合わせて具体化。

## 《物流統括管理者（CLO）の業務内容》

※CLO : Chief Logistics Officer

※指定後速やかに選任

- 物流統括管理者は、ロジスティクスを司るいわゆるCLOとしての経営管理の視点や役割も期待されているため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある役員等の経営幹部から選任し、以下の業務を統括管理する。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正するための事業運営方針の作成や事業管理体制の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための設備投資、デジタル化、物流標準化に向けた事業計画の作成・実施・評価
- ・ 社内の関係部門（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）間の連携体制の構築や社内研修の実施 等

## 書面交付関係

令和7年4月1日施行

- 運送契約締結時に、以下の事項について記載した**書面交付**を義務付け
  - ・ 真荷主\*とトラック事業者が運送契約を締結するときは、**相互の書面交付**（法第12条）
  - ・ トラック事業者等が利用運送を行うときは、**委託先への書面交付**（法第24条）
- 交付した書面については、その写しを**一年間保存**すること

\*「真荷主」とは、以下の①～③のすべてに該当する者を指す。

- ① 自らの事業に関して
- ② 貨物自動車運送事業者、**貨物利用運送事業者※**との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、
- ③ 貨物自動車運送事業者、**貨物利用運送事業者※**以外のもの

※一部変更予定

### 【交付書面の記載事項】

- ① 運送役務の内容・対価
- ② 運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合  
には、その内容・対価
- ③ その他の特別に生ずる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
- ④ 運送契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
  - ・ メール等の電磁的方法でも可
  - ・ 基本契約書が交わされている場合、その基本契約書に記載されている内容については省略可
- ⑥ 書面の交付年月日

## 実運送体制管理簿関係

令和7年4月1日施行

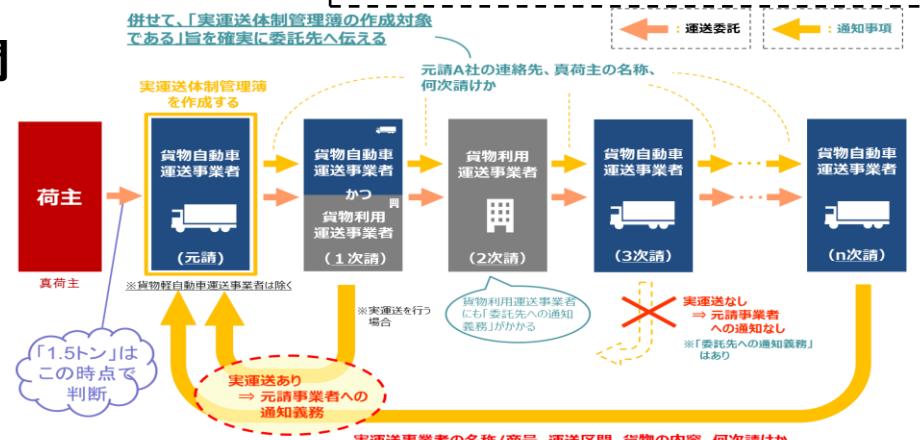
- 元請事業者に対し、以下の事項について記載した**実運送体制管理簿**の作成を義務付け
  - ※ 作成の対象となる貨物の重量は1.5トン以上
  - ※ 元請事業者が真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合、運送ごとの作成は不要（一度作ればよい）
- 作成した実運送体制管理簿は1年間保存すること
- 各事業者に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知**を義務付け

## 【実運送体制管理簿の記載事項】

- ① 実運送事業者の商号又は名称
- ② 実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間
- ③ 実運送事業者の請負階層

※真荷主から運送依頼があつた時点で判断。  
実運送の時点で何トン運ぶかや、実運送で  
混載を行うか等は関係ない。

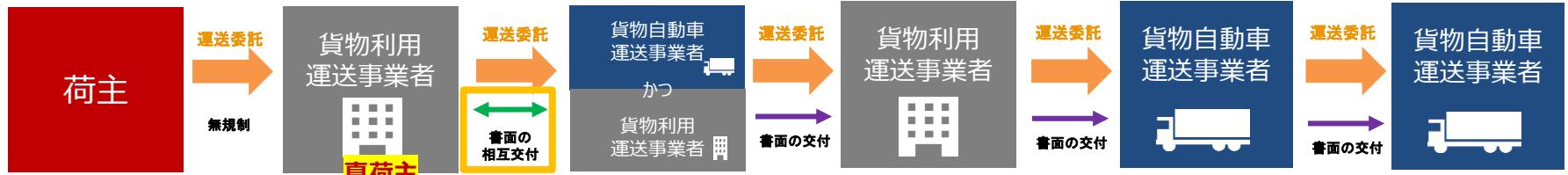
※系列化等により下請構造が固定化されて  
いる場合（真荷主及び元請事業者がとも  
に、実運送事業者とその請負階層について  
あらかじめ把握している状態）を想定。



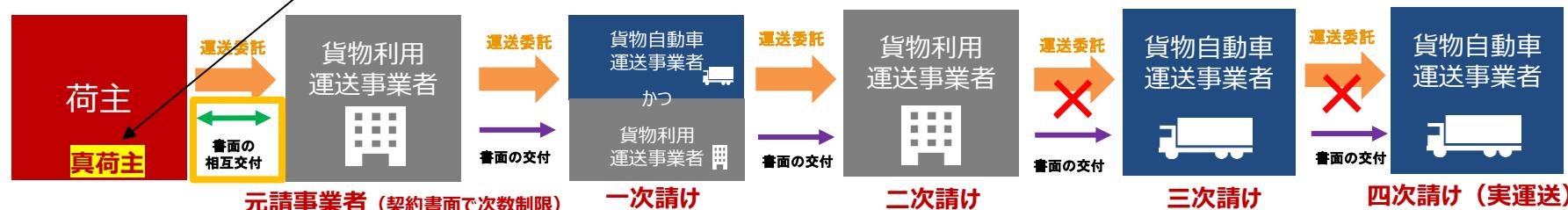
# トラック法における真荷主の範囲の改正

トラック法の「**真荷主**」の定義が変更されました。具体的には、**真荷主の範囲から**、貨物自動車運送事業者に加えて、**貨物利用運送事業者も除外**されました。施行は、改正法公布（R7.6.11）から**1年以内**です。

<現行（R7年4月～）>



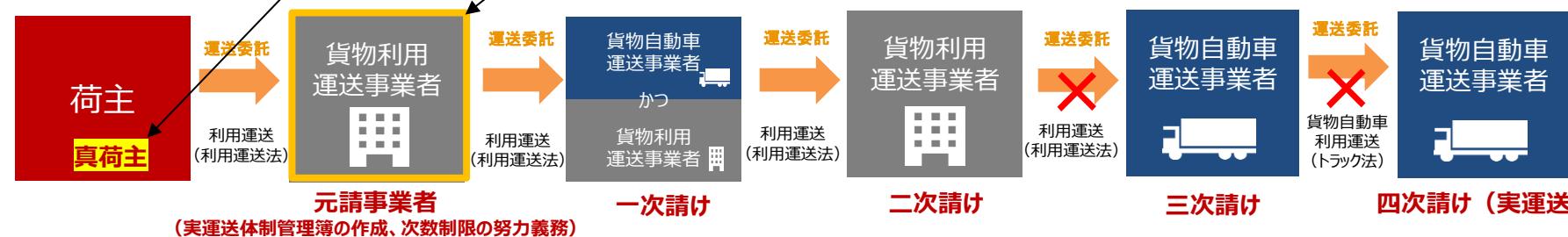
<改正後（R8年春予定）>



<現行（R7年4月～）>



<改正後（R8年春予定）>



書面交付義務

作成義務  
実運送体制管理簿

- ・2024年問題への対応、トラック・物流Gメン等の活動について
- ・物流改正法について
- ・トラック適正化二法について

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

令和7年6月11日公布

## 貨物自動車運送事業法の一部改正

### 1. 許可の更新制度の導入

公布から 1年内の施行3.4.  
3年内の施行1.2.

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制度を導入

### 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

(※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制

(※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施

(※) 標準的運賃については廃止

### 3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

### 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック(いわゆる「白トラ」)の利用を禁止(罰則付)荷主等に対しては是正指導も実施

## 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案

公布から3年内の施行

### 1. 基本方針の策定

#### (1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

#### (2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

### 2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

### 3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置

推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保

# 1. 事業許可の更新制度の導入

- トラック運送事業の許可是、5年ごとに更新を受けなければ、効力を失う。
- 許可基準に、「法令の規定を遵守して事業を遂行することが見込まれること」を新たに追加。
- 国土交通大臣は、許可更新に関する事務の一部を独立行政法人に行わせることができる。



(1) 輸送の安全確保、社会保険料の納付、適正原価の収受をはじめ、  
法令の規定を遵守しない場合は、事業許可の更新がなされない。

(2) 更新申請時には、一定の手数料収受を想定。

(3) 独立行政法人の詳細については、今後3年以内を目途に決定。



## 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ①

- 国土交通大臣は、トラック運送事業に係る運賃及び料金について、燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料、事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、公租公課等の、適正な事業運営の確保のために通常必要と認められる費用を的確に反映した積算を行うことにより、「適正原価」を定め、告示することができる。

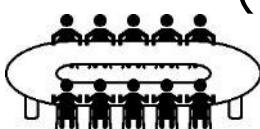


Point!

(1) これに伴い、「標準的運賃」は廃止する。

(2) 適正原価は、一般貨物運送事業者だけでなく、軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者についても設定することができる。

(3) 適正原価の設定にあたっては、運輸審議会への諮問が必要。



## 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ②

- **トラック運送事業者**は、自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 受注者の義務
- **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、その利用する運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 発注者の義務



(1) 一般貨物運送事業者だけでなく、貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）、軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者に対しても適用される。

(2) 事業許可の有効期間である5年間を通じた総運行距離、総労働時間等を勘案し、出来る限り簡便かつ客観的に判断しうる判定基準を設定することを想定。



### 3. 委託次数の制限

○ **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、真荷主から引き受けた貨物の運送について、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、**委託段階を2次までに制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**



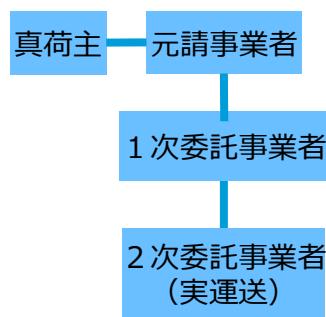
Point!

(1) 元請け事業者は、自らを「ゼロ次」とした場合、「**2次請け**」**再々委託までに制限**するルールを設けること等が必要となる。

(2) 一般貨物運送事業者だけでなく、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**、**軽貨物運送事業者**、**特定貨物運送事業者**に対しても適用される。

(3) その他、**運送契約書面の交付義務**、**実運送体制管理簿の作成義務**等が、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**に対しても適用されることとなる。

<今後の取引構造>



## 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ①

- 何人も、無許可でトラック運送事業を営む者に貨物の運送を委託してはならない。  
(これに違反した者は、100万円以下の罰金に処する。)



現在の法律では、違法「白トラ」で運送した側が処罰対象。また、荷主側は帮助犯、共同正犯等の共犯関係にある場合に限り、処罰対象。



その範囲は狭く、また、立証も難しいのが実情。



今後は、荷主側が違法「白トラ」と認識して発注しただけで違法となり得るため、荷主側の関心や遵法意識が向上し、効果的に抑止力が発揮されることが期待される。



## 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ②

- 違法「白トラ」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、**トラック・物流Gメンが是正指導**を行うことができる。



Point!

(1) **国土交通大臣**は、違法「白トラ」の原因となるおそれのある行為に関連し、**荷主等に対し、是正指導を実施**。

- ①当該行為をしている**おそれ**があると認めるとき  
⇒ 荷主等に対し、**要請** を実施
- ②当該行為をしていると**疑うに足りる相当な理由**があると認めるとき  
⇒ 荷主等に対し、**勧告・公表** を実施



(2) **関係省庁**も、違法「白トラ」の効果的な防止を図るために**必要な協力**を実施。



(3) **各都道府県トラック協会**は、荷主等が違法「白トラ」に関係していると疑うに足りる事実を把握したときは、**国土交通大臣に対して通知**。

## 5. その他

- トラック運送事業法に、**労働環境整備や労働者の処遇の確保の必要性**について明記。
- 物流に関する施策の総合的・集中的な推進を図るため、**関係閣僚等**から成る「**物流政策推進会議**」と、その下に実務者会議を設置。



Point!

(1) トラック運送事業法の目的に、「**労働環境の適正な整備に留意すること**」を明記。

(2) トラック運送事業者の義務として、「**労働者の適切な処遇の確保のために必要な措置を実施すること**」を追加。 ⇒ **許可更新の要件**にも含まれる

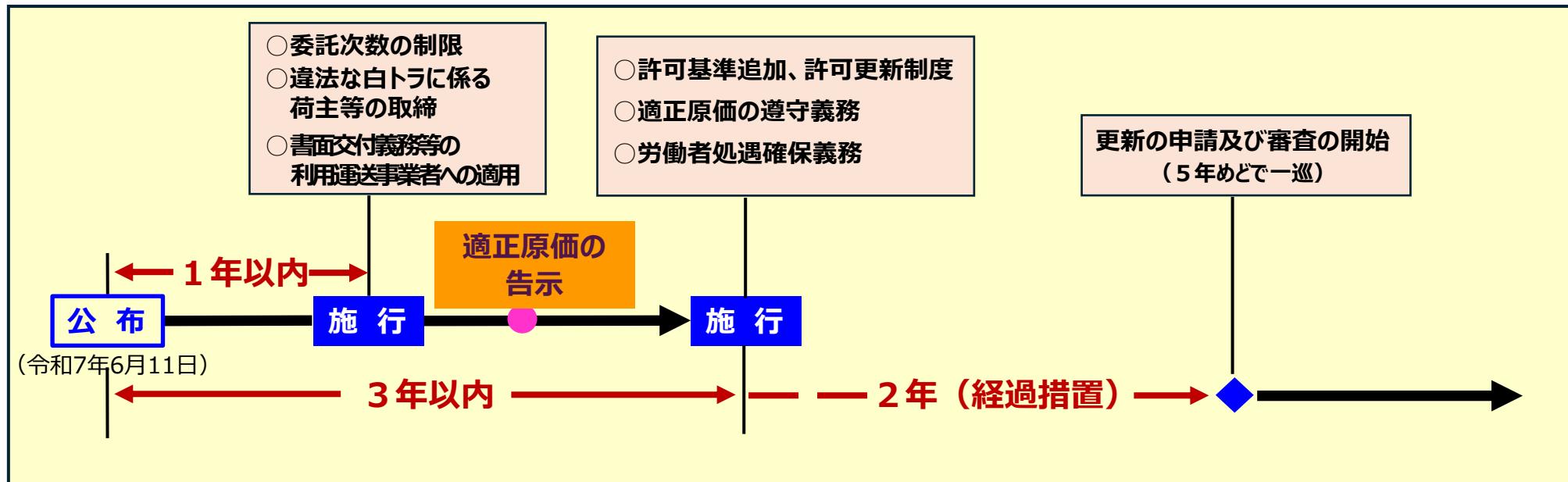
トラック運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運転者その他の労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする。



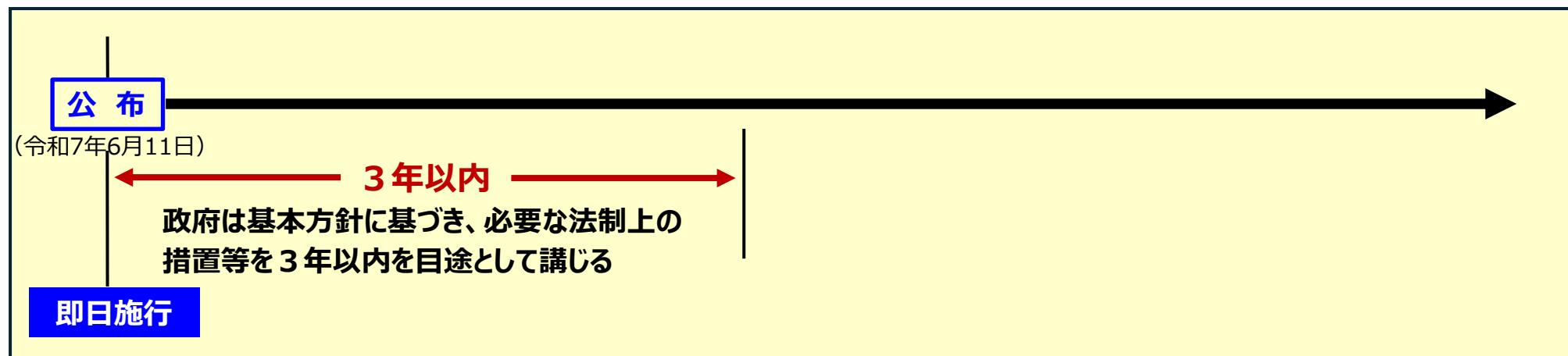
(3) 「物流政策推進会議」の構成メンバーは、**国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣及び公正取引委員会委員長など**。

## 6. トラック適正化二法の施行時期

### 【貨物自動車運送事業法】



### 【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



# 静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善 地方協議会の令和8年度の進め方について

---

令和7年11月28日

**静岡県トラック輸送における取引環境・  
労働時間改善協議会 事務局**

# 令和8年度の協議会での取組計画(案)

- ・ 2024年度から時間外労働規制の適用が始まり、輸送能力が不足して物流が滞る、いわゆる「物流2024年問題」の発生が懸念されたが幸いにして深刻な物流の停滯を引き起こすには至らなかつたものの、物流業界の抱える諸課題は2024年度を乗り越えれば解決する一過性のものではなく、中長期的に継続して課題に対応していく必要がある。
- ・ 2030年度に向けた政府の中長期計画に基づく取り組みを継続するとともに、令和8年1月以降に施行される取引適正化法や物流効率化法、貨物自動車運送事業法の改正に適切に対応していく必要がある。
- ・ よって、来年度以降も引き続き協議会を開催し、荷主企業や一般消費者への理解を深め、トラック輸送における取引環境・労働時間の改善に向けた取組を実施していく方針。

## 令和8年度の取組計画(方向性)

**取組①** 荷主企業向けに、物流改正法や改正改善基準告示の周知・啓発、その他取組を実施。

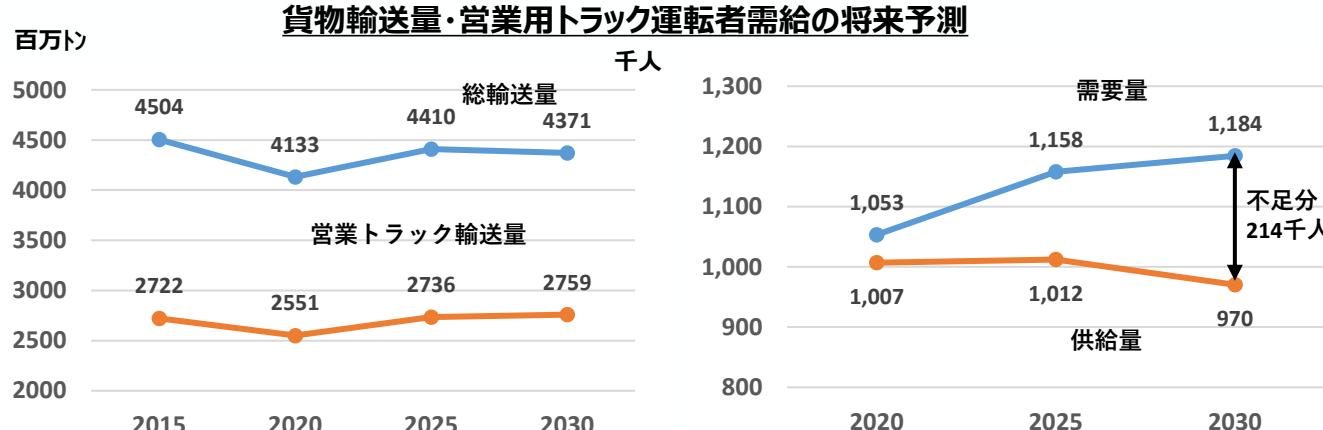
**取組②** トラック事業者向けに、物流改正法の周知・啓発や改正改善基準告示等への理解を深めるための説明会の開催、その他取組を実施。

**取組③** 広報・周知活動の実施

# 我が国の物流を取り巻く動向

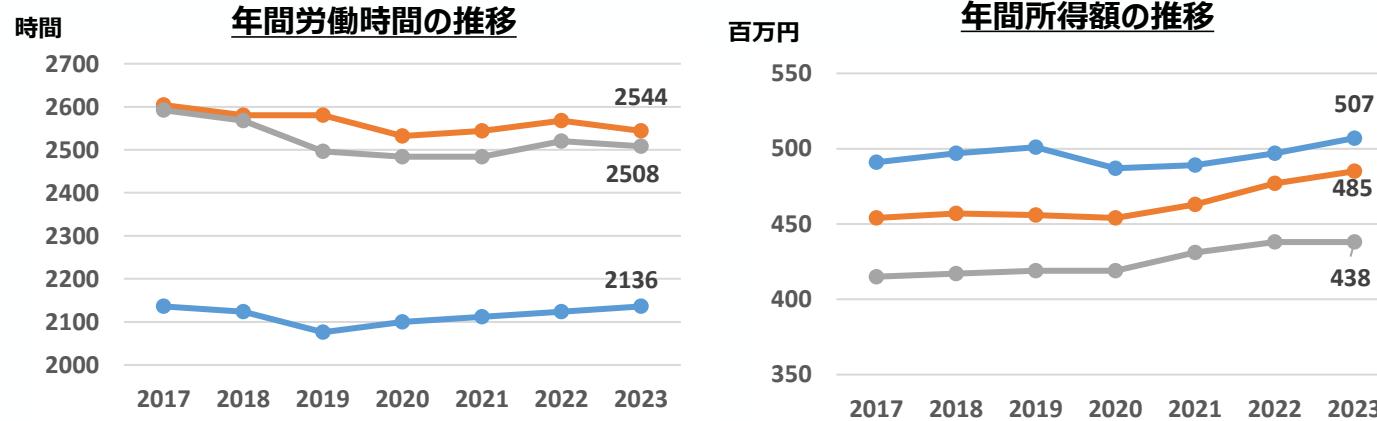
- 今後、貨物輸送量は概ね横ばいの見通しだが、運転者不足は拡大が予測され、労働規制見直しの影響と併せ輸送力不足は深刻化。
- トラック運送事業は、全産業平均と比較して労働時間が長く、所得が少ない。
- 物流の小口・多頻度化により、積載率は低い水準で推移。長時間労働の原因である荷待ち・荷役時間短縮等も含め物流の効率化は喫緊の課題。

## 輸送力不足の見通し



出典：持続可能な物流の実現に向けた検討会中間とりまとめ（2023年2月）より作成

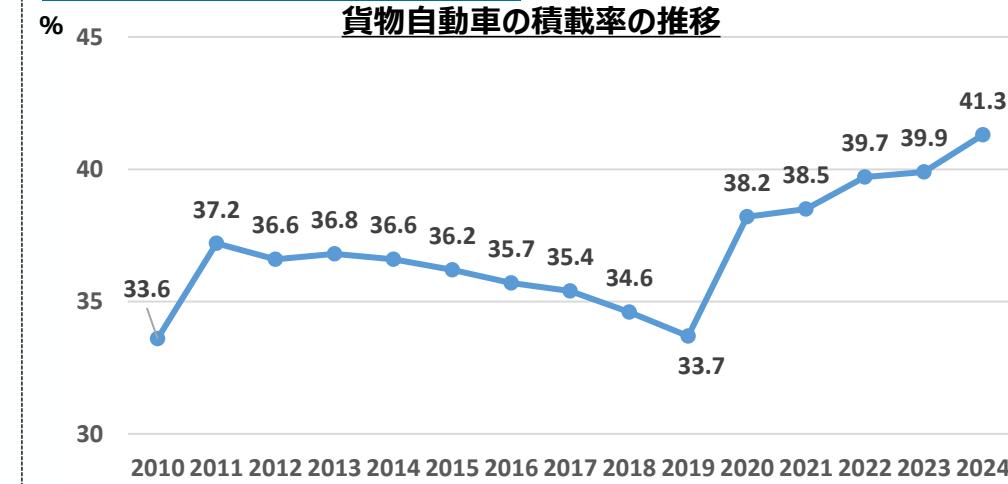
## トラック運送業の働き方を巡る現状



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計」より作成

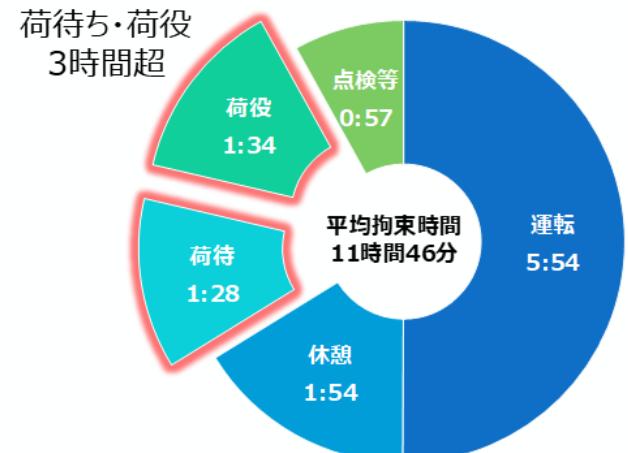
● 全産業 ● 大型トラック ● 中小型トラック

## 物流効率化の必要性



出典：国土交通省「自動車輸送統計年報」より作成

## 荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳



出典：国土交通省「ドライバー実態アンケート調査（R6）」

# 物流効率化に向けた対応

- 物流効率化に向けて荷主企業の行動変容を促すため、物流効率化法改正による規制的措置を導入。
- デジタルツール等の活用により物流効率化に資するサービスを提供するスタートアップ企業等も生まれており、物流業界における課題解決に向けた動きも活発化。

## 改正物流効率化法のポイント

### 〈全ての荷主〉**努力義務化された3つの取組（R7.4～）**

#### ①積載効率の向上

地域における配送の共同化 等

#### ②荷待ち時間の短縮

トラック予約受付システムの導入 等

#### ③荷役等時間の短縮

パレットの利用や検品の効率化 等

【荷主等が取り組むべき措置の例】

##### ○パレットの導入



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

##### ○検品の効率化



ICタグの導入による検品作業の省力化

### 〈特定荷主〉**義務化された3つの取組（R8.4～）**

※年間取扱貨物重量が9万トン以上の荷主が該当

#### ①中長期計画の提出

#### ②定期報告の提出

#### ③物流統括管理者の選任

## 物流効率化に貢献するスタートアップ企業

### トラック予約受付システムによる車両待機削減や生産性向上（株式会社Hacobu）

●導入事例：コンフェックス株式会社（菓子食品総合商社）

●導入前の課題

- ・1時間～1時間30分程度のトラックの待機が発生
- ・先着順の車両受付による非効率な入出荷作業
- ・入出荷オペレーションに関するデータの不足

●導入後の効果

- ・トラックの待機時間を約30分まで削減
- ・入荷トラックの時間を分散できるようになった
- ・入荷車両の事前把握による庫内作業の効率化



受付スタッフがパソコン上でバースの状況を確認



タブレットを活用し庫内からトラックを呼び出し

(出典) (株)Hacobu MOVO Berts導入事例に基づき関東経済産業局が作成  
<https://hacobu.jp/case-study/1569/>

# 関東経済産業局における物流効率化の取組について

- ・関東経済産業局では、自治体・関係省庁と連携し、物流効率化にあたっての機運醸成や、物流効率化法の周知に取り組んでいます。

▶2024年9月

埼玉県及び他21関係機関と、持続可能な物流の確保に向けた共同宣言を締結



▶2025年2月

関東運輸局との連名により、関東商工会議所連合会に対し、会員企業等への周知協力を要請

- └ ①物流の効率化
- └ ②商慣行の見直し
- └ ③荷主・消費者の行動変容

▶2025年6月

関東運輸局との連名により、消費者団体（主婦連合会）に対し、消費者に向けた周知・啓発への周知協力を要請

- └ ①再配達の削減
- └ ②送料負担に関する意識変容
- └ ③高速道路等のSA/PAでの大型車駐車スペースへの配慮

▶2025年6月  
2025年11月

物流効率化法改正に関する説明会（経産局・農政局・運輸局合同）の開催



※その他、自治体・業界団体等の要請に応じて、物流効率化法の概要について説明会を順次行っています。

【運輸局】関東商工会議所連合会への周知協力要請

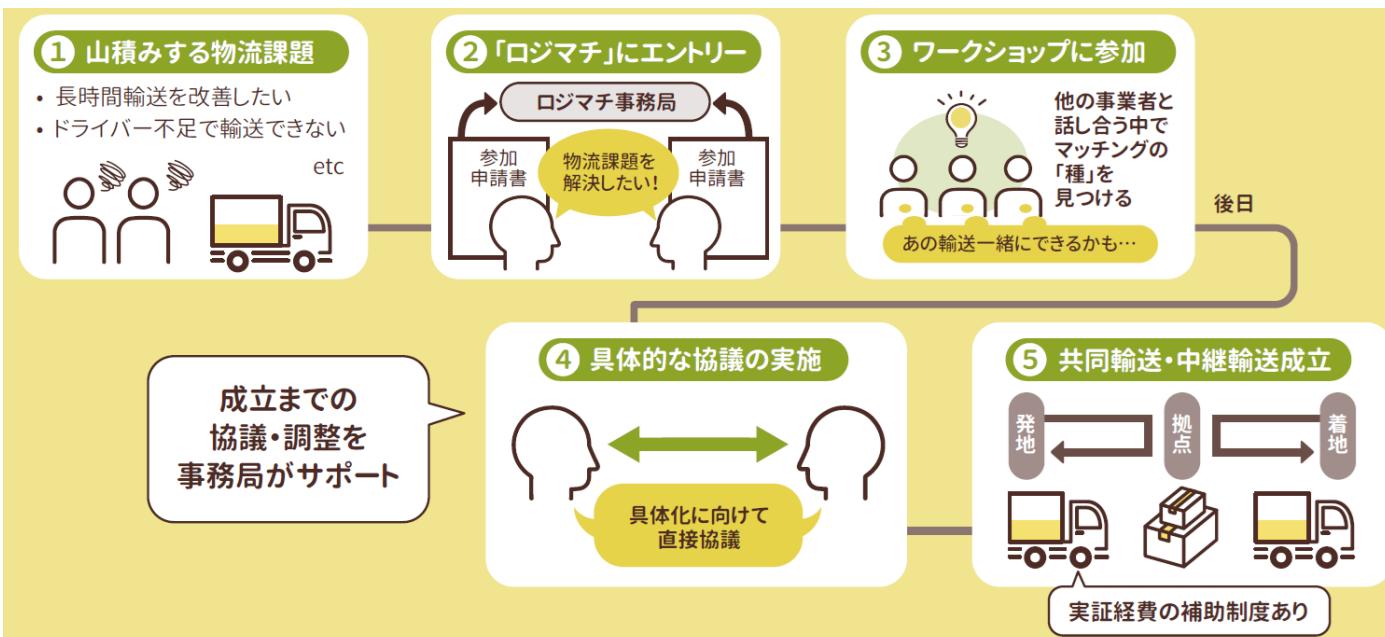
# 関東経済産業局における物流効率化の取組について②

- ・関東経済産業局では、新潟県庁及び関係省庁と連携し、物流マッチングイベント「ロジマチ！NIIGATA」を開催。企業間連携による、共同輸送や中継輸送、パレットの共同利用の実現を目指す。

## マッチングイベントの概要

日時：第1回 令和7年10月30日（木）  
第2回 11月19日（水）

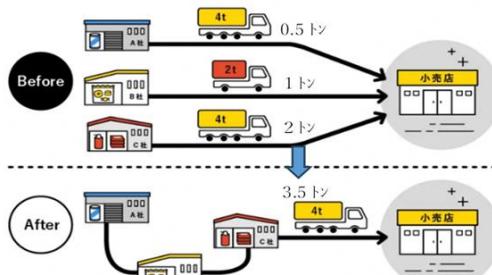
主催：新潟県庁、共催：北陸農政局、関東経済産業局、北陸信越運輸局  
参加企業数：第1回32社、第2回27社



## 企業間連携のイメージ

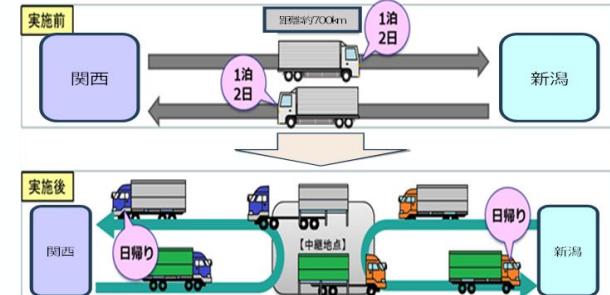
### 共同輸送（混載）

効果：トラック1台あたりの積載量の増加



### 中継輸送

効果：ドライバー1人当たりの運行時間短縮



# 全ての荷主の皆様へ ～物流効率化に取り組みましょう～



- ▶ 2025年4月から物流効率化法が施行され、全ての発荷主・着荷主に対し、物流の効率化に向けた努力義務が課せられています
- ▶ さらに2026年4月（予定）から一定規模以上の荷主には物流効率化の取組が義務化されます（裏面へ）

## ＜全荷主＞2025年4月から努力義務化された3つの取組

### ①積載効率の向上

- ・余裕あるリードタイムの設定
- ・発送量・納入量の適正化
- ・配車システムの導入
- ・複数荷主の貨物の積合せ、共同配送の実施 等



(例) 地域における配送の共同化

### ②荷待ち時間の短縮

- ・トラック予約システムの導入及び適切な活用
- ・混雑時間を回避した日時指定
- ・出荷・納品日の分散 等



(例) トラック予約受付システムの導入

### ③荷役等時間の短縮

- ・パレット等の輸送器具の導入
- ・商品を識別するタグの導入
- ・検品の効率化
- ・バース等の荷捌き場の確保
- ・フォークリフトや作業員の適切な配置 等



(例) パレットの利用や検品の効率化

取組状況に関し、国が指導・助言をすることがあります

詳細はこちら



経済産業省HP

物流効率化に関する先進的な取組事例を紹介しています。

- ・積載効率の向上等
- ・荷待ち時間の短縮
- ・荷役等時間の短縮
- ・実効性の確保

## 一定規模以上の荷主（特定荷主）は計画の策定や定期の報告が義務化されます

※規定による報告をしなかった場合、罰金が科せられる可能性があります

### <特定荷主となる事業規模>

取扱貨物重量が

**9万トン以上** (年間)

2025年度の**取扱貨物重量の算定**をお願いします



### <特定荷主> 2026年4月（予定）から義務化される**3**つの措置

#### ①中長期計画の提出

(変更がない限り5年に1度)

##### <記載内容>

- 実施する措置
- 上記1の具体的な内容
- 実施期間等

#### ②定期報告の提出

(毎年度)

##### <記載内容>

- 事業者の判断基準の遵守状況(チェックリスト形式)
- 判断基準と関連した取組に関する状況(自由記述)
- 荷待ち時間等の状況

#### ③物流統括管理者(CLO)の選任

##### <物流統括管理者の要件>

- 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者

特定荷主の効率化の取組が著しく不十分である場合、国から**勧告**を受けることがあります

勧告に従わない事業者は、**事業者名の公表**、さらに**罰金**が科されることがあります

詳細はこちら



経済産業省HP

詳細は経済産業省HPをご確認ください

- 物流効率化法ポータルサイト
- 荷主・連鎖化事業者向けパンフレット
- 荷主・連鎖化事業者の判断基準解説書/パターン集
- 荷主向け説明会 資料・動画

### 中小企業省力化投資補助事業

事業概要：人手不足解消に効果のある製品、設備の導入、システム構築等を補助

補助率等：1/2 等

※補助率、補助上限額は従業員数等により変動



(例) 無人搬送車

詳細はこちら



### IT導入補助金

事業概要：業務効率化やDX等に向けたITツールの導入を補助

補助率等：1/2 等

※補助率、補助上限額は枠・類型により変動



(例) 物流システム

詳細はこちら



# 令和6年度 物流生産性向上推進事業 事業概要

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構  
(食料システム機構)

# 目次

---

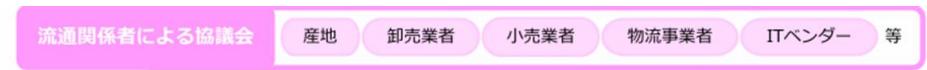
1. 事業内容
2. 間接補助事業者
3. 事業申請から事業開始までの流れ
4. 事業申請の際の注意事項
5. 補助対象経費の範囲
6. 公募期間および問合先

# 1. 事業内容

## (1) 本事業の趣旨

我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対処しつつ、新たな食料・農業・農村基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するため、多様な関係者が一体となって取り組む物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入を支援します。

### (事業イメージ)



#### 補助事業を活用した実装、設備・機器等導入、施設整備

##### <実装支援>

標準仕様パレットでの輸送



##### <設備・機器等の導入支援>

デジタル化  
データ連携



クランプフォークリフト



##### <中継共同物流拠点の整備>

大型車に対応したトラックバース



#### 新たな食品流通網の構築



# 1. 事業内容

## (2) 間接補助事業の内容

### ◆物流生産性向上実装事業

次に掲げる事業に係る経費の一部を補助します。

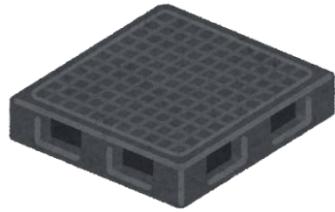
- ① 青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、水産物流通標準化ガイドライン（令和6年3月）又は業界が定めるガイドラインにおいて推奨する、標準仕様のパレットの導入
- ② 貨物自動車による陸上輸送から鉄道又は海上輸送への転換（モーダルシフト）
- ③ パレット、外装、コード等の物流標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等のデジタル化・データ連携、ラストワンマイル物流の確保等、流通合理化につながる取組であって、他地域又は他品目のモデルとなり得る先進的な実証
- ④ パレット、外装、コード等の物流標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等のデジタル化・データ連携、ラストワンマイル物流の確保等、流通合理化につながる取組であって、これまでに効果が確認されている施策の当該地域・品目での導入に向けた試験
- ⑤ 上記事業の実施に向けた事前調査、関係者の意見調整及び計画の策定

# 1. 事業内容

## ◆物流生産性向上設備・機器等導入事業

次に掲げる事業に係る経費の一部を補助します。

- ① パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、標準パレット、AGV（無人搬送車、無人搬送ロボット）、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵車、移動販売車等の輸配送の合理化・効率化に資する設備・機器の導入
- ② 納品伝票の電子化システム、トラック予約システム、共同輸配送システム、パレット循環管理システム等の物流の合理化・効率化に資するシステムの導入
- ③ 上記の設備・機器等の導入の効果検証



## 2. 間接補助事業者

### (1) 本事業を実施する間接補助事業者

- ① 中央卸売市場又は地方卸売市場の関係事業者で構成する団体
- ② 食品卸団体／食品小売団体
- ③ **食品流通業者**（食品等の輸送、保管、販売その他の取扱いの過程に関する事業を行う者をいい、農業協同組合、農業協同組合連合会、食品製造事業者を含む。）と**企業組合**、**事業協同組合**、**協同組合連合会**、**卸売市場の開設者**、**運送事業者**又は**貨物利用運送事業者等**により構成する**協議会**

## 2. 間接補助事業者

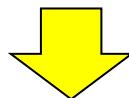
### (2) 間接補助事業者の要件

- ① 生鮮食料品等の流通の合理化又はラストワンマイル物流の確保を推進する意思及び具体的な計画を有していること。
- ② 適切な管理体制及び処理能力を有する団体で、代表者の定めがあること。定めのない団体にあっては、これに準ずるものがあること。
- ③ 規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。これらの定めのない団体にあっては、これらに準ずるものがあること。
- ④ 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第8条第1項に基づく  
**流通合理化事業活動計画の認定**を受けている又は認定を受ける見込みがあること（間接補助事業者が構成員となる団体が認定を受けている場合を含む。）。
- ⑤ 補助事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- ⑥ 日本国に所在し、間接補助事業及び補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- ⑦ 法人等の役員等が暴力団員でないこと。
- ⑧ 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組の該当項目について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを補助事業者に提出（交付申請時）及び報告（事業実施状況報告時）すること。

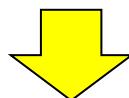
### 3. 事業申請から事業開始までの流れ

(1) 物流効率化等を念頭に、**行いたい内容を検討**

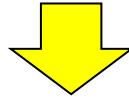
継続的に効率化が図れる取組みか？ 投資に見合うリターンがあるか？…



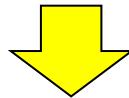
(2) 上記を実行する上で、**複数の法人・団体等で組織した協議会等を組織**



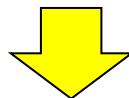
(3) 行いたい事業に対して、②で組織した協議会等で**流通合理化事業活動計画を作成**して**農林水産省**から認定を取得



(4) **課題提案書を作成**して食料システム機構の**公募に応募**



(5) 公募採択後に**交付申請書を提出**



(6) **交付決定後に事業を開始** (補助金が使えるのはここから)



# 4. 事業申請の際の注意事項

## (1) 協議会等を作りましょう

協議会等複数の法人・団体等で構成された**団体**で申請する必要があります。

## (2) 流通合理化事業活動計画の認定を受けましょう

活用するためには、農水省から**「流通合理化事業活動計画」の認定**を受ける必要があります。

## (3) 成果目標をたてましょう

3年後に流通における目標数値として、下記を定めましょう。

①流通における所要時間や経費等を**30%以上削減**

又は ②取扱数量や金額等を**5%以上拡大**



## (4) 事業内容に合わせて課題提案内容を検討しましょう

「物流生産性向上実装事業」「物流生産性向上設備・機器等導入事業」を

**同時に応募することはできません。**

事業内容を吟味してご提出ください。

## (5) 事業経費はルールに基づき計画（計上）しましょう

（例）①見積書・注文書・納品書・請求書・支払証明書等の**疎明資料は必ず保管**

（複数社見積が必要な経費は、3社以上見積を取る など）

②委託費は**補助金の1/2未満**

③協議会内部に発注する場合は、利潤を除外した**実費弁済**で計上 など

# 5. 補助対象経費の範囲

## ◆物流生産性向上実装事業

\* 補助率（定額）上限金額：1間接補助事業者あたり40百万円

### （1）事業費：

- ① **パレット導入費**：原則、標準仕様のパレットの導入にかかる経費（レンタル料等）及びそれに伴う現有パレットの処分にかかる経費
- ② **モーダルシフトに要する経費**：モーダルシフトへの取組にかかる経費
- ③ **会場借料・設営費**：会議等を開催する場合の会場借料・設営に係る経費
- ④ **通信・運搬費**：通信、郵便及び運送に係る経費
- ⑤ **設備・機器等借上費**：事務機器、試験機器等の借り上げに係る経費
- ⑥ **印刷製本費**：資料等の印刷に係る経費
- ⑦ **広告・宣伝・情報発信費**：ポスター・チラシ等の作成・配布、広告掲載その他の情報発信（事業の案内や事例発信等）等に係る経費
- ⑧ **資料購入費**：図書及び参考文献の購入に係る経費
- ⑨ **システム等開発費**：システム等の開発に係る経費
- ⑩ **各種認証等の取得に要する経費**：各種認証等の取得に係る経費
- ⑪ **消耗品費**：次の物品に係る経費

# 5. 補助対象経費の範囲

- ・ 短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物品
- ・ CD-ROM等の少額（5万円未満）の記録媒体
- ・ 試験等に用いる少額（5万円未満）の器具等

**(2) 旅 費**：資料の収集、各種調査、打合せ等の実施にかかる経費

**(3) 人件費**：本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当の経費

**(4) 謝 金**：資料の整理、補助、専門的知識の提供、調査資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼にかかる経費

**(5) 委託費**：事業の交付目的たる事業の一部分の他の者への委託にかかる経費

**(6) 役務費**：事業を実施するために直接必要で、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、設計、加工及び運搬等に係る経費

**(7) 雜役務費**：

**① 手数料**：謝金等の振込に係る経費

**② 印紙代**：委託の契約書に貼付する収入印紙（印紙税）に係る経費

# 5. 補助対象経費の範囲

## ◆物流生産性向上設備・機器等導入事業

\* 補助率（1/2以内） 上限金額：1間接補助事業者あたり100百万円  
（1構成員あたり40百万円）

### 事業費

#### ① 設備・機器等導入費：設備・機器等の購入及びリース導入にかかる経費

- パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、標準パレット、AGV（無人搬送車、無人搬送ロボット）、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵車、移動販売車等の集荷、保管、輸送、運搬、加工、販売に係るものに限る。
- 設置等工事費を含み、保守・管理費は除く。
- コンピュータ、タブレット、トラック等、その他の用途に使用可能な汎用性の高いものは除く。
- 機械、機材、器具等を含む。

#### ② 配送、パレット管理等のシステム導入に要する経費：納品伝票の電子化、トラック予約受付、共同輸配送、パレット管理等のシステム導入に必要な経費 (共用サーバーの登録、システム導入時の初期設定を含む。)

#### ③ 事業の実施及び効果検証等に要する経費：本事業を実施し、その効果を検証するために必要な専門家等に対する調査依頼等に必要な経費

## 6. 公募期間および問合先

事業公募期間

令和7年7月14日～予算額に達する日まで

事業実施期間

令和8年2月27日まで

ご不明な点は、**食料システム機構**まで  
お気軽に問い合わせください。

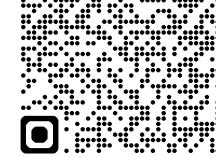
### 問合先

(公財) 食品等持続的供給推進機構 業務部

TEL : 03-5809-2176



HP : <https://www.ofsi.or.jp/logi-suisin/>



E-mail : [logi-suisin@ofsi.or.jp](mailto:logi-suisin@ofsi.or.jp)

# 令和6年度 物流生産性向上伴走支援事業 事業概要

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構  
(食料システム機構)

# 1. 事業内容等について

## (1) 本事業の趣旨

我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対処しつつ、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するため、産地、卸売市場、食品流通業者等による物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、物流の効率化やコールドチェーンの確保等に必要な設備・機器等の導入等、物流改善に取り組む事業者に  
対し、現状抱えている課題の解決支援を行うことを目的としています。

## (2) 事業内容

食料品等の物流改善に取り組む又は検討等をする者を対象に、  
産地や業界等の課題の状況に応じた物流等の専門家等を派遣して支援します。

なお、専門家については、食料システム機構が指定する  
学識経験者、物流・経営コンサルタント等の他、  
専門家の公募も行う予定です。



# 2. 申請方法等について

## (1) 申請者

本事業は、食料品等の物流改善に取り組む又は検討等をする者であれば、どなたでも申請可能です。

## (2) 申請方法

食料システム機構のホームページから誓約書（様式2）及び専門家派遣事業利用申込書（様式4）をダウンロードして、必要事項をご記入いただいた申請書をe-mail (logi-banso@ofsi.or.jp) でご提出ください。

## (3) 専門家の派遣

専門家の派遣は以下の手順で行います。

- ① 食料システム機構は申請書を受理後、速やかに申請者に連絡のうえ申請内容を確認します。
- ② 申請内容に問題がなければ、食料システム機構が相談内容に応じた専門家を派遣します。原則、専門家は食料システム機構が指定しますが、場合により申請者にお選びいただくことも可能とします。その場合は、臨時の専門家等登録推薦書（様式3）の提出を併せてお願いします。
- ③ 派遣された専門家は、担当者へのヒアリングや現場状況の視察等を通して、現状課題について確認したうえ、具体的な改善策を取りまとめます。
- ④ 申請者には一定期間、改善策を実践していただきます。改善策の検討の間、複数回専門家を派遣することは可能です。最終訪問時には、専門家が効果検証を行います。
- ⑤ 改善策・改善結果等を取りまとめた報告書を、派遣された専門家が作成します。その際、相談者の方に簡単なアンケートにご協力いただきます。

### 3. 問い合わせ先

ご不明な点は、**食料システム機構**まで  
お気軽にお問い合わせください。

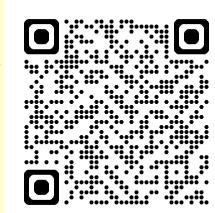
#### 問い合わせ先

(公財) 食品等持続的供給推進機構 業務部

TEL : 03-5809-2176

HP : <https://www.ofsi.or.jp/logi-banso/>

E-mail : [logi-banso@ofsi.or.jp](mailto:logi-banso@ofsi.or.jp)



令和7年度

## 物流取引改善セミナー

～2030「モノが運べない」時代を乗り切るために何ができるか～

開催日時

2026.2.4 水 14:00~16:00

会 場

ふじさんめっせ(富士市産業交流展示場) 会議室兼小展示場  
静岡県富士市柳島189-8

物流の「2024年問題」は、官民が積極的な取組の成果等によって、幸いにも懸念された物流の深刻な停滞を引き起こすには至りませんでした。一方で、2024問題として取り上げられた諸課題が解決したわけではなく、荷主企業、運送事業者等関係者が「2030年度に向けた政府の中長期計画」に基づく取組みを継続し、物流の環境改善や生産性向上に努めていくことが必要です。

本セミナーでは、物流業界の課題を乗り切るための方向性、物流効率化の事例紹介、物流関係の法改正についてご説明します。

参加無料

定員 100名

※事前申込み

第1部

基調講演 45分

「物流・ロジスティクスの課題と  
企業が取り組むべき方向性」

講師 松井 拓氏

公益社団法人 日本ロジスティクスシステム協会  
JILS総合研究所 第1部長 所長補佐

**プロフィール** 入職以来、ロジスティクスの高度化・効率化に向けた普及促進活動(展示会、講演会等)、人材育成活動(資格認定講座、セミナー等)、調査研究活動(物流システム機器生産出荷統計調査、ロジスティクスIoT推進部会等)の各企画、運営を担当。直近では、物流関連2法の改正に伴う調査研究、普及啓発、また物流統括管理者の支援に向けた事業企画等を幅広く行っている。



第2部

物流効率化の事例紹介 30分

事例 1  
15分「2024年問題に対する  
王子マテリア富士工場の  
取り組みについて」王子物流株式会社 東日本統括本部 富士事業部  
部長 林 隆春 氏事例 2  
15分「2024年問題対策  
DXツールを使ってみて」山崎運輸株式会社  
代表取締役社長 山崎 俊昌 氏  
常務取締役 野村 信司 氏

第3部

行政機関の取り組み 40分

中小受託取引適正化法(取適法)  
について公正取引委員会事務総局 中部事務所 下請課  
課長 勝上 一貴 氏トラック行政の  
取り組みについて国土交通省 中部運輸局 自動車交通部 貨物課  
課長 神戸 英至 氏

※会場内にて【第2部 事例2】に関する物流関係システムを展示予定  
株式会社TUMIX:TUMIXコンプラ

問合せ先 静岡運輸支局 輸送担当 ☎ 054-261-1191

申込み先 富士商工会議所 ☎ 0545-52-0995

共 催 静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会  
(中部運輸局静岡運輸支局、静岡労働局、(一社)静岡県トラック協会)

富士商工会議所交通運輸部会

お申込みは  
こちらから↓